

# 不確定原稿

## 令和7年武蔵野市議会議録第21号 (第4回定例会)

12月5日(金曜日)

### ○出席議員(25名)

1番	道 場 ひでのり君	2番	きくち 由美子 君
3番	大 野 あつ子 君	4番	深 田 貴美子 君
5番	東 山 あきお 君	6番	宮 代 一 利 君
7番	本 多 夏 帆 君	9番	小 林 まさよし君
10番	浜 田 けい子 君	11番	落 合 勝 利 君
12番	菅 源太郎 君	13番	さこう もみ 君
14番	藪 原 太 郎 君	15番	藏 野 恵美子 君
16番	木 崎 剛 君	17番	山 崎 たかし 君
18番	与 座 武 君	19番	橋 本 しげき 君
20番	三 島 杉 子 君	21番	本 間 まさよ 君
22番	山 本 ひとみ 君	23番	下 田 ひろき 君
24番	西園寺 みきこ 君	25番	川 名 ゆうじ 君
26番	深 沢 達 也 君		

### ○欠席議員

な し

### ○出席説明員

市 長	小美濃 安 弘 君	副 市 長	伊 藤 英 穂 君
副 市 長	荻 野 芳 明 君	教 育 長	吉 原 健 君
監 察 委 員	小 島 麻 里 君	総合政策部長	吉 清 雅 英 君
行政経営担当部長	齋 藤 淳 一 君	総 務 部 長	一ノ関 秀 人 君
財 務 部 長	樋 爪 泰 平 君	税務担当部長	山 中 栄 君
市 民 部 長 兼交流事業担当部長	田 川 良 太 君	市民活動担当部長	毛 利 悅 子 君
防 災 安 全 部 長	稻 葉 秀 満 君	環 境 部 長	関 口 道 美 君
健 康 福 祉 部 長	山 田 刚 君	保健医療担当部長	田 中 博 徳 君
子ども家庭部長 兼健康福祉部母子保健担当部長	勝 又 隆 二 君	都市整備部長	大 塚 省 人 君
まちづくり調整担当部長	高 橋 弘 樹 君	水 道 部 長	福 田 浩 君
教 育 部 長	真 柳 雄 飛 君		

### ○出席事務局職員

事 務 局 長 菅 原 誠 治 君 事 務 局 次 長 村 瀬 健 大 君

# 不確定原稿

## ○議事日程第3号

令和7年12月5日（金曜日） 午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度武藏野市一般会計補正予算

（第5回））

第3 議案第82号 武藏野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第83号 武藏野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第85号 武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第6 議案第86号 武藏野市一時保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第87号 武藏野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第8 議案第88号 武藏野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第9 議案第89号 武藏野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第10 議案第90号 武藏野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

第11 議案第91号 武藏野市中小企業労働者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例

第12 議案第92号 武藏野市下水道条例の一部を改正する条例

第13 議案第93号 武藏野市下水道事業審議会設置条例

第14 議案第94号 武藏野市給水条例の一部を改正する条例

第15 議案第95号 物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解について

第16 議案第96号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

第17 議案第97号 中央コミュニティセンターバリアフリー化等改修工事請負契約

第18 議案第98号 武藏野庭球場等改修工事請負契約

第19 議案第99号 高齢者総合センター大規模改修工事請負契約の変更について

議案第100号 高齢者総合センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約の変更について

第20 議案第101号 市庁舎屋上防水改修工事請負契約の変更について

第21 議案第102号 災害用トイレトラックの買入れについて

議案第105号 武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議案第108号 武藏野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第109号 武藏野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第113号 武藏野市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第114号 武藏野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第23 議案第110号 武藏野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

第24 議案第111号 井之頭小学校解体工事請負契約

# 不確定原稿

第25 議案第103号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第6回）

第26 議案第104号 令和7年度武藏野市国民健康保険事業会計補正予算（第1回）

第27 議案第112号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第7回）

- 第28 陳受7第6号 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情  
陳受7第7号 「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情  
陳受7第8号 武藏野市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取組に関する陳情  
陳受7第9号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出に関する陳情
- 

○午前10時00分 開議

○議長（木崎剛君） これより本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問を行います。

市民に開かれた学校施設整備計画を求ること等について、21番本間まさよ議員。

（21番 本間まさよ君 登壇）（拍手）

○21番（本間まさよ君） 市民に開かれた学校施設整備計画を求ること等について、一般質問を行います。

11月6日、第3回第二期武藏野市学校施設整備基本計画策定審議会——以下、審議会という——が開かれました。傍聴席は5名に限定され、それを超える場合はオンラインの視聴が求められました。大変重要な計画づくりであり、私を含め市議会議員より、直接会場に来た市民が傍聴できない場合の対応を求めたところ、別室でのモニターによる視聴が可能となりました。しかし、教育委員会が推奨していたオンラインは、音声、映像が途切れ途切れとなり、聞き取ることがとても困難でした。これは自宅等で同様に視聴していた人たちも同じだったと伺いました。学校の整備計画はみんなで考えよう、武藏野の未来の学校づくりと呼びかけています。市民参加による、より開かれた学校施設整備計画を求め、質問をいたします。

- 1、学校の施設整備計画について、市民に開かれた市民参加の計画づくりについて見解を伺います。
- 2、11月6日に行われた第3回審議会での市民の傍聴、情報発信の課題、今後の対応についてお伺いをいたします。

①審議会は、傍聴を審議会会場とオンライン傍聴の2つの方法で行われました。冒頭に申し上げたように、会場の傍聴席は5名と大変少なく、審議会が始まる30分前には5名を超える市民が傍聴を希望していました。事前に教育委員会には傍聴者がオーバーした場合の対応を伺ったところ、その場合はオンラインでの視聴をというものでした。

# 不確定原稿

10月20日前後に市議会議員に、2回目の審議会の報告を行う武藏野市教育委員会リーフレット「みんなで考えよう！武藏野市の未来の学校づくり v o 1 . 4」を示し、議員への説明後は、直ちに開かれた学校づくり協議会にも説明をしたいと言われました。このような説明後の審議会ですから、関心が高まり、3回目の審議会を傍聴したいと考える人が増えるのは当然だと思います。5名という少ない傍聴定員となったことから、先ほど言いましたが、私も含め、他の議員からも会場での傍聴ができなかつた人への対応を求め、結果として審議会の隣の部屋でモニターによる傍聴ができました。それでも、せっかく市役所に来たのに直接会場での傍聴ができないということで、帰られた方もいました。帰った方は、自宅に戻りオンラインで視聴したとしても、初めから聞くことはできないわけで、今後も市役所別室でのモニター視聴ができるなど、対応も引き続き必要と考えます。次回以降の審議会会場の傍聴席を増やし、希望者全員が傍聴できる環境改善を求めます。答弁を求めます。

2つ目、オンラインの通信環境の改善について伺います。教育委員会主催のオンラインによる情報発信は、以前にも音声が途切れ途切れになることがありました。今回何が原因で音声や映像が切れてしまったのでしょうか。原因を把握され、対応はできているのかお問い合わせいたします。

3点目、傍聴した市民の意見を聞くために、審議会開催ごとにアンケートを行い、会の運営、審議会で話し合われた内容等への市民意見を把握することを求めます。答弁を求めます。

3点目、武藏野市教育委員会リーフレット「みんなで考えよう！武藏野市の未来の学校づくり v o 1 . 4」の記述について、2点伺います。

1点目、リーフレットには、小・中学校の1校当たりの学級数について、教育的な視点から国と同様の基準に見直す方向で進んでいますと記述されています。計画の答申は来年の11月を予定され、中間のまとめは来年3月の予定となっています。「見直す方向で進んでいます。」という記述は、市民に誤解を招き、結論を誘導するものではないでしょうか。答弁を求めます。

2点目、「学級数が少ないとによる課題」との記述があります。本来、学校の建て替えに伴う配置や学級数については、様々な角度からメリット、デメリットを検証していくものです。しかし、今回のリーフレットは、学級数が少ないとによる課題のみとなっています。市民への情報提供は、公平公正、客観性のある情報発信をすべきだと考えます。答弁を求めます。

4点目、子どもの権利条例に沿って、当事者である子どもたちの意見を聞くことについて伺います。答弁を求めます。

大きな質問の2点目です。第10期介護保険事業計画を見据え、誰もが安心して介護サービスが受けられる制度についてお問い合わせいたします。

介護保険制度が開始されてから25年が経過しました。この間、制度改正が行われ、利用料や施設での居住費、食費の負担が重く、必要な介護サービスが受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と、高止まりしたままです。6月の議会の一般質問でも取り上げましたが、介護事業所は、低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面しており、2024年度倒産・休廃業数は784件と、過去最多となりました。特に訪問介護は、基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足するとした試算を示していますが、有効な対策は講じ

# 不確定原稿

られていません。肝腎な処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円と、大幅に広がっています。こうした中で政府は、利用料2割負担の対象拡大やケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付外しなど、さらなる負担増、サービス縮小を検討しています。これ以上の後退は許されません。

11月17日に判決が出た国立市の殺人事件は、約12年間にわたり母親の介護を1人で担ってきた娘が、事件当時、精神的、肉体的に疲労した中で起きたものでした。そしてこの事件は、長期にわたる老老介護が抱えている社会的な課題を浮き彫りにしました。100歳を超える母親と70代の娘による事件ですので、私も大変身につまされる思いです。全ての人が安心して介護を受け、介護事業者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。介護保険制度の改善、憲法25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、以下質問をいたします。

1、利用料2割負担拡大についてです。介護保険の利用料自己負担は、現在、1割負担、そして単独で年収280万円以上の人には2割負担、340万円以上は3割負担となっています。厚労省は2027年度の制度改定に向けて、年末までに利用料自己負担拡大等の方向性をまとめたいとしています。厚労省は、現行の2割負担、年収280万円を260万円とした場合は、約13万人に影響し、230万円の場合は約33万人に影響すると試算を示しました。また、新たな2割負担対象者については、預貯金が十分でない場合は1割負担の対象とするなども検討されています。預金通帳などのコピーを市に提出する方法などが想定されていますが、武蔵野市の事務負担がさらに増えるということになるのではないかでしょうか。政府が進めようとしている利用料2割負担の対象拡大による影響についてお伺いをいたします。答弁を求めます。

2点目、要介護1・2を介護保険から外すことについてお伺いをいたします。

①2015年10月より武蔵野市は、要支援1・2の方を総合事業へ移行しました。移行したことへの影響についてお伺いをいたします。答弁を求めます。

②今回、要介護1・2を介護保険の給付から外し、総合事業への移行が検討されていますが、実施された場合の対象人数と影響についてお伺いをいたします。軽度の認知症などの介護保険給付が外れることによっての影響についてもお伺いをいたします。答弁を求めます。

③国が一律に基準を定める介護保険の給付と異なり、総合事業を利用する方のサービスは各自治体で異なります。また、生活援助でも、事業所に入る報酬は全体として減収が多いと言われています。事業所への影響と職員体制などの影響についてお伺いをいたします。答弁を求めます。

3点目、ケアプランの有料化による影響を伺います。答弁を求めます。

4点目に、以上述べてきた、私は介護大改悪と考えておりますが、これが行われた場合、次期の第10期介護保険計画にどのような影響があるのかお伺いをいたします。

5点目、政府が進めようとしている介護利用料負担の拡大、要介護1・2の介護保険外し、ケアプランの有料化についての市長の見解を求めます。

大きな質問の3点目、国民医療を守ることについてお伺いをいたします。

介護と同様に、危機的な状況に追い込まれようとしているのが医療の問題です。物価高騰、資材高騰、診療報酬の抑制などによる病院経営の悪化、看護師不足なども深刻です。病院の6割以上が赤字となり、

# 不確定原稿

約半数が破綻懸念先とされ、病院の統廃合が起き、地域医療の崩壊が叫ばれています。こうした状況にもかかわらず、政府は骨太の方針で、11万床の病床削減で1兆円の医療費削減を進めようとしています。11万床もの大規模な削減を進めれば、医療崩壊が急速に進みかねません。急性期医療の削減も危惧されています。今、病床を削減する医療機関に、削減1床当たり400万円超の給付金を出すという病院数適正化支援事業への申請が殺到し、削減対象が5万4,000床に上る事態となっています。今まで200万円超だった給付金を倍に引き上げる、赤字病院にとっては、経営難を乗り切るために、のどから手が出るような金額で、国の想定の7.7倍の申込みです。厚労省は第2弾も実施するとしています。

病床削減も含め、政府は医療費4兆円削減を進めています。医療費4兆円削減は、国民医療費の総額を年間4兆円以上削減することを目指す方針のことです。具体的には、高齢者の医療費窓口負担を3倍化、OTC類似薬の保険適用外し、高額医療費の負担引上げ、病院削減などです。OTC類似薬とは、医療機関で処方される医薬品のうち、市販薬——これはOTC薬といいますが——と有効成分や効能が似ている薬です。具体的には、花粉症、蕁麻疹、アトピーなどのアレルギーの薬や、感染症、皮膚炎、解熱、湿布、せき、たん、呼吸器など、これらが対象と言われています。40代の女性は25年前から、難病指定されていない神経の病気を抱え、24時間、両手の二の腕から指先まで走るような痛みとしびれがあり、鎮痛剤を使い、日常生活を送っています。月に1万円程度の薬代がかかるが、薬の中にはOTC類似薬を含め、保険から外されると本当に困ると訴えています。また、別のアレルギーを持つ子どもは、頭から爪の先までステロイドの塗り薬を、多いときは1日7本も塗った時期もあり、今でも塗り薬は欠かせないと言います。保険から外されたら医療費助成が適用されないので、家計を直撃するといいます。

こうした患者さんや医療団体から批判が相次ぎ、厚労省は11月27日の審議会で、保険から外さないことを前提としつつ、患者に別の負担を求めるなどを提案しました。別途の負担とはどのようにするのか、これは具体化は今後の議論となっていますが、OTC類似薬については、患者負担を現行から引き上げる、薬代の全部または一部を保険外として、その部分は全額自己負担にするなどを念頭に入れています。結局OTC類似薬の保険外に道を開くというものです。市民の命と健康を守る立場で2点質問をいたします。

1、政府が狙う病床削減、医療費4兆円削減についての見解と、国に対して、国民医療を守るため、意見を上げることを求めます。答弁を求めます。

2点目、OTC類似薬の保険適用除外について、影響を伺います。また、反対の意見を国に上げることを求めます。

以上、介護・医療の、市民の命と健康、介護を守る立場で質問いたしました。どうぞ市長の答弁をよろしくお願い申し上げます。

○市長（小美濃安弘君） 本間まさよ議員の一般質問にお答えいたします。私からは、大きな2点目からお答えをいたしたいと思います。

まず1点目、介護保険です。利用料2割負担の拡大の影響についてですが、現在、国において基準となる合計所得金額等を調整している段階のため、具体的な影響範囲を特定することはできませんが、現在1割負担の被保険者の一部において利用料が基本的に2倍となることから、サービスの利用を抑制するといったケースが発生することが考えられます。また、社会保障審議会介護保険部会で提示された案

# 不確定原稿

のように、2割負担の判定に当たって預貯金の額も考慮されることとなった場合、所管課において確認作業の事務が増加することも予想されるところでございます。

次に（2）の1点目、要支援1・2の方を総合事業へと移行したことへの影響でございますが、総合事業では多様な主体が多様なサービスを提供することができるようになり、地域の実情に応じた柔軟な支援が可能になったと認識しております。

次に、要介護1・2を介護保険給付から総合事業へ移行された場合の対象人数と影響でございますが、令和7年9月利用分の訪問介護利用者は、要介護1は353人、要介護2は555人で、合計908人です。また、通所介護利用者は、要介護1は308人、要介護2は429人で、合計737人です。認知症の方も含めて、要介護1・2の方に対する重度化防止の支援には、専門的な知識やスキルを持った専門職の関わりが不可欠であり、移行することに大きな懸念があると考えております。

次に3点目です。事業所と職員体制などへの影響でございますが、全国的に地域支援事業における住民の主体的な参画によるサービス活動の実施が期待どおりに広がっておらず、サービス基盤の整備が不十分であり、安定的なサービスの提供が困難となることが予想されます。介護福祉士等の有資格者が、介護報酬よりも低い報酬で支援を継続せざるを得ないなどの状況が危惧されます。

次に、ケアプランの有料化による影響についてでございます。利用者の経済的な負担の増加に加えて、居宅介護支援事業所において利用料の請求、管理等の事務が新たに発生するため、事業所の業務量の大幅な増加につながるものと認識しております。

続きまして、制度改革による第10期介護保険事業計画への影響でございますが、2割負担の対象の拡大や、ケアプランの自己負担導入によるサービス利用への影響範囲を具体的に見込むことが難しく、来年度に行う各介護サービスの利用規模の予測が、より困難になることが予想されます。

続きまして、制度改革の案に対する市長としての見解ということでございますが、これまでお答えしたように、制度の運用において望ましくない影響が生じることが想定され、介護保険財政への効果も非常に限定的になると想定されることから、慎重な検討が必要であると考えております。

続きまして、大きな3番の1、政府による病床及び医療費の削減につきましては、医療保険制度改革として、現役世代の保険料負担などの軽減につなげる意図によるものと認識をしております。令和9年度からの新しい地域医療構想に向けた議論も踏まえながら、機会を捉えて国に意見を伝えてまいります。

続きまして2番目、OTC類似薬につきましては、厚生労働省による会議において、OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しの在り方についてが議題となっております。委員からは、用法用量、効能効果、対象年齢、投与経路、剤形など様々な違いがあり、単純に保険適用から外すことは難しいとの御意見が既に出ていたところでございますので、引き続き議論を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。あとの答弁は教育長よりいたします。

○教育長（吉原 健君） 私からは、大きな1点目、市民に開かれた学校施設整備計画を求めるについての御質問に順次お答えしてまいります。

まず、1の（1）です。市民に開かれた市民参加の計画づくりについてのお尋ねですが、学校の施設整備基本計画については、策定審議会の委員には、地域住民から、PTAの会長、青少協の代表者、開かれた学校づくり協議会の委員、そしてまた公募市民の方に参加をしていただいております。審議会の

# 不確定原稿

審議状況につきましては、各回の審議会の後にリーフレットを作成し、広報に努めております。第2回審議会後には、各中学校区の開かれた学校づくり協議会委員を対象とした審議状況の説明会を開催いたしました。現在は審議会で審議を進めているところですが、来年3月に中間まとめが出ましたら、パブリックコメントで広く市民の皆様から御意見を伺う予定でございます。

続いて、1の(2)の①です。傍聴についてのお尋ねです。これにつきましては、次回の審議からはできるだけ多くの傍聴席を確保するための会議室を用意しておりますので、これまで御心配をおかけしたような状況は起きないものと考えております。

続きまして、1の(2)の②です。オンラインの通信環境の改善についてのお尋ねです。まず、今回第3回の審議会におきまして、オンライン傍聴の通信が非常に不安定になりましたことについては、おわびを申し上げたいと思います。今回のオンライン配信は、モバイルルーターを利用したキャリア回線により配信いたしました。しかしながら、音声や画像の不安定につきましては、原因としては、通信環境による可能性と、また、ウェブ会議システムの障害や、利用集中による可能性などが考えられております。次回の審議会に向けては、関係課とともに、今回の不安定の要因を分析、対応して、できる限り改善を行って、傍聴者の方にとって通信環境が安定するような形で準備を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、1の(2)の③でございます。審議会のアンケートについてでございますが、これにつきましては、自由闊達な審議委員の方による審議に影響があることも懸念されるために、3月の中間まとめにおいて、広く市民の方たちから御意見を頂戴したいと考えております。

続きまして、1の(3)リーフレットの記載についてのお尋ねです。リーフレットのボリューム4では、第2回審議会までの状況をリーフレットの中で報告しております。第2回審議会では会長より、適正規模に関しまして、おおむね12から18学級を仮設定としまして、この形で第3回で継続審議を進める旨のまとめがあり、これについて記載させていただきました。あくまで審議会の審議状況ということで、これについては誤解のないように、市民の皆様にも丁寧に説明してまいりたいと思っております。

続きまして、1の(3)の②です。リーフレットの記載についてのお尋ねでございます。教育委員会としましては、審議会での議論を踏まえた記載を、十分留意して記載するように努めております。今後も様々な意見が出されると想定していますが、これにつきましては公平公正に報告をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、1の(4)です。子どもたちの意見を聞くことについてのお尋ねでございます。昨年度、令和6年度につきましては、市内の中学校の生徒の皆さんを対象に、スクールミーティングを開催いたしました。今年度に入りましたは、6月に市内3か所の図書館、あるいは11月にサイエンスフェスタを行いましたが、サイエンスフェスタの会場等で小・中学生の親子を含めたインタビューを実施し、ここで子どもたちからの意見を直接聴取したという状況がございます。今後とも様々な機会や場を捉えて、子どもたちの意見を丁寧に聞いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番(本間まさよ君) では、市民に開かれた学校施設整備計画を求ることについて、再質問を最初にさせていただきたいと思います。

# 不確定原稿

私は今回の質問で、より広い市民の方の参加の下、意見を聞き、そして武藏野の学校施設の整備計画案がつくられることを望んでおります。1点目の質問は、教育委員会もそういう視点に立っていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたかったのですが、教育長のほうは、審議会のメンバーにそういう人たちが入っているからという御答弁だったので、より広い市民の人たちの意見を聞く姿勢について改めてお伺いをしたいというように思います。

2点目です。3回目の審議会の傍聴をさせていただきましたので、その中で感じたことについて申し上げさせていただきました。次回は802の会議室でやるということですので、3階よりは会議室が広いので、多分傍聴席も人数がもう少し多いだろうなとは想定していましたが、そういう姿勢について改めて確認をしたいという意味で質問させていただきましたので、御答弁いただいたというように思いますが、ぜひ希望される方は皆さんが直接会場で傍聴できるように、強く求めていきたいと思います。

リーフレットの記述です。これも3回目のところで学級数について委員長が意見をまとめたという御答弁、これは昨日、おとといのところでもそういうようにおっしゃったのですが、リーフレットが作られたのは第3回の審議会の前ですよね。ですから、まだ議論中だったものだと思います。それが進んでいますというのは、もう前に進んでいくというように、一般的には受け取ります。だからそうなると、審議会というのはこういう方向でどんどん進んでいるというように読み取れると思います。やはりもっと正しい情報、もっと市民の人たちが、今こうなっているのだと考える、こういう情報をやはり教育委員会としてはやるべきだというように思います。どうもこの間のリーフレット、それから審議会の、これはほかの委員からもありましたけれど、どうも教育委員会がもう方向性を何か決めていて、その方向に進んでいこうというようにされているのではないかと思ってしまうような、いろいろなことがたくさん私は感じます。それではよくないと、教育長、思いませんか。やはりいろいろな人たちの意見を聞くためには、いろいろな意見があるということについて、話し合われたことについても客観性を持って報道するべきだというように思いますので、この点もお伺いしたいと思います。

そういう意味では、リーフレットの学級数について、これはある意味、学級数が少ないとことによってのデメリットだけを書くような、そういう書き方というのは、これはあまりにも、今までこういうことはなかったと思います。やはりこの点についても、改めてどうお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

○教育長（吉原 健君） 今、本間議員から御指摘いただいた件についてお答えいたします。まず、広く市民の方の意見を聞くということに関してですけども、昨日までも様々な議員の方から、これに類する御質問をいただきました。私のほうで答弁させていただいたのは、もちろん審議会任せではなく、こちらから、教育委員会としても審議の状況を広く市民の皆様にお伝えする努力をすることでお話をさせていただきました。ですので、今後ももちろんすけれども、こちらから地域に出向いていって、地域の方に直接説明する場や機会をつくっていきたいと思いますし、また、そこでいただいた御質問や御意見ももちろん集約して、行く行くそれをまた審議会のほうにも提供していきたいと思いますし、ホームページ等でも公表してまいりたいと思いますので、まさに議員がおっしゃったとおり、しっかりと地域の方、市民の方の声を伺い、またそれを審議のほうにも生かすという姿勢は持っておりますので、御理解いただければと思います。

# 不確定原稿

それから、会議室の広さにつきましては、先ほども次回以降は広い会議室を取りましたということで申し上げたのですが、傍聴に来られた方たちがしっかりとその場所で傍聴できるような形で環境をつくつてまいりたいと、重ねてそれについてはここでまたお約束をさせていただきたいと思います。

それから最後に、リーフレットの表記、表現については、これも議員がおっしゃったとおり、公平公正で客観的な形でお伝えするということで、今後またリーフレットの発行を予定していますけれども、誤解をされたり、またそれが何か恣意的に感じられたりということがないように、これもまた重ねてなのですが、リーフレットの記載内容についてはしっかりとこちらで、公平公正、客観的な記載、記述、正確に情報をお伝えする形でやってまいりたいと思います。

以上でございます。

○21番（本間まさよ君） 教育長から、より広い市民の人たちの意見も聞きながらというように御答弁いただいたと思います。それであるならば、ぜひ正しい情報を、教育委員会が発行しているリーフレットですから、やはり責任持って、この情報をしっかりと。別に、いろいろな意見があるのは、今審議会でいろいろな意見を議論するのは、そのことに対して私は言っているわけではありません。教育委員会としての情報発信について、市民の方たちに誤解を招いたり、何かもう決まったかのような情報を発信することについては大変問題があるということを指摘させていただきましたし、教育長からもそういうことのないようにしたいというように御答弁いただいたので、しっかりとその点はやっていただきたいということを強く求めておきたいと思います。

では次に、介護保険と医療の問題について伺います。市長から介護保険の問題については、今、政府が進めようとしていることについては、いろいろな懸念がある、危惧があるという御答弁をいただきました。私と共に通ずる見方だなというように思いました。ぜひそうしたことを武藏野市からも発信していただきたいと思うのです。介護保険は、武藏野で導入されるときから、いろいろな意見、危惧された問題についても意見等が述べられました。そして、武藏野市で国の介護保険の部会にも参加をしているのではないかなどというふうに思うのですが、その辺での役割もあると思うのですが、その点についてどのような発言をされているとか、どんなようなことを行っているかということについて分かれば、ぜひ御答弁をいただきたいというように思います。

1つだけ気になったのは、総合事業に移行したときです。これは武藏野市ではないのですけれど、総合事業というのは専門職ではない方のサービス提供というのもあるわけで、なかなか私もそういうところに遭遇することが割と、議員というか前職のこともあり、そういうことがあるのです。そのときに、専門職だったらもう少し対応が違うなと思うことが幾つもあります。事業所からも、ボランティアですからと言われるのですが、ボランティアであっても対応としては、介護者の方のところに伺うという点では、やはり最低限こうしたことはやってもらいたいなと思うことが、なかなかちょっとできていないことがあります。ぜひ総合事業への移行というのは、やはり大きな問題があるなと感じております。これは感想ですので、介護保険のほうの国のことについてお伺いしたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 部会には部長が参加しておりますので、部長から答弁いたします。

○健康福祉部長（山田剛君） 国の会議体への参加についての御質問かと思いますが、武藏野市は従来から、一保険者として、厚生労働省の老健局が主催いたします様々な会議体に積極的に参加をし、

# 不確定原稿

これまで様々な意見を述べてきたところでございます。今後も制度改正等につきまして、必要な事項についてはしっかりと、現場の意見、一保険者としての意見をしっかりと国のほうへ伝えることは、今後とも継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○21番（本間まさよ君） 市長が、介護保険の今回の制度の改悪——私は改悪だと思っていますが——について、いろいろな懸念の御答弁いただきました。出ている職員の方も、そうした視点の中で国に対して意見を言っていただいているものと思っておりますが、ぜひそういう立場でよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、医療の問題です。日本は病院の病床数が多いという声もあります。しかし、これはO E C D のデータで、人口当たりについてのように見受けられますが、各国でこの病床数のカウントの仕方とか制度は違うわけです。例えば、精神疾患とか、それから長期ケアの施設、こうしたものは日本以外の国では病床にカウントしないのです。だから、カウントの仕方が違うわけです。そういう意味では、それを考えると、例えば日本は7.1床ですが、ドイツは8床というように、病床数がこのように変わっているわけです。決して人口当たり病床数が多いから削減をしてもいいというようなことにはならないと思います。こうした点についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 今、議員がおっしゃったこともごもっともだなというふうに思っております。特に、恐らく地域には地域の事情がございまして、まさしく武蔵野市はそういう事情の真っただ中にあると思っております。全体的に339床の病床数がこの10年間でなくなり、特に休日診療など、東部、中部、西部と、二次救急ができる病院が担っているものを周りのクリニックが支えていると、こういう状況の一翼がなくなったことによって、本当に医師会の皆さんには今お世話になっています。今までのパターンが崩れたわけですから、それを早急に立ち上げ、現在の休日診療の在り方を立ち上げていただいたということに関しては感謝をしておりますが、しかしづつとこのままというわけにはいきませんので、やはり今まで、武蔵野市の場合でしたら吉祥寺南病院が担っていた二次救急、もしくは災害時医療、休日診療、こういったものを復活させたいという、武蔵野市は武蔵野市の事情があります。ですから今回、全国で11万床を削減するという、そういう案が出ているようでございますけども、やはりもう少し地域事情を鑑みた医療の政策を進めていただきたいなというのが私の本心でございます。

○21番（本間まさよ君） 厚生委員会でも発言させていただきましたが、救急車を呼んでも、なかなか受け入れる病院が見つからなくて、救急車の中で、一刻も早く病院で治療しなければならない患者さんが、もう本当に1時間近く救急車が止まっているというような状況も、私も何度も経験したり、見てまいりました。やはりそうした地域の実情をしっかりと把握し、そして病院の赤字経営を誘発してきたのは、やはり国の責任は大きいというように思います。ぜひこうしたことのないように、市長も武蔵野から大きく意見を国に対して発信もしていただきたいし、また、武蔵野の医療体制をしっかりとするために頑張っていただきたいというように思います。

以上です。

○市長（小美濃安弘君） 質問ではなかったと思いますが、ちょっと一言、発言させていただきたいと思います。まさしく救急搬送に関しては、今、非常に問題だと思っています。これは日赤の院長も、救急搬送に対しては足りていないということをはっきりとおっしゃっていただいておりますので、個人

# 不確定原稿

的な話をして大変恐縮ですが、私の家族も昨年、救急車を呼んで40分、家の前で病院探しをしておりました。これはある先生に聞いたお話ですが、例えば脳疾患、心臓疾患の場合、5分が命を分ける時間だと言われております。それが、救急車を探すために40分、1時間と救急車の中で待たされていては、また相当遠くの病院に搬送することによって時間がそこでかかる、そこで命がもし危険な状態にさらされるとするならば、それは大きな問題である。それを改善するために、これからもしっかりと医療については武蔵野市の中でも議論をし、また、必要に応じて国に対しても意見を言っていきたいと思っております。

---

○議長（木崎剛君） 次に、女性と若者の健康づくりの支援、建物の高断熱・高気密化等について、13番さこうもみ議員。

（13番 さこうもみ君 登壇）（拍手）

○13番（さこうもみ君） 無所属むさしの、さこうもみです。通告に従い一般質問をいたします。今回は、女性の健康づくりの支援、若者の健康づくりの支援、建物の高断熱・高気密化の3点、取り上げます。

まず大きな1番目、女性の健康づくりについて、今回はがん予防の観点から質問をいたします。一部、他の議員の質問と重なる部分もございますが、この課題を重要視する市民が多いことの表れだと考えておりますので、御答弁いただけたと幸いです。

国立がん研究センターが今年5月に発表した「がんの統計2025」によると、1年間で新たに診断されたがんは、女性で41万238例、部位別で見ると、女性は乳がんが9万1,531例と最も多く、女性のがん罹患全体のうち22.3%を占めます。一方、乳がんは、早期に発見することができれば、5年生存率が90%以上と非常に高く、定期的に乳がん検診を受け、早期に発見するが非常に大切です。昨日の答弁もありましたが、武蔵野市で現在補助を出している乳がん検診は、マンモグラフィ検査と言われるエックス線撮影の検査です。乳房を板で圧迫し、薄く伸ばした状態で撮影をします。全体をくまなく映し出すためには薄く延ばす必要があるため、複数の方向から数十秒間圧迫し続けて撮影を行うため、乳腺濃度が高い日本人女性は非常に痛みを感じやすいと言われています。マンモグラフィの検査では、触ってもしこりが分からぬようなタイプの乳がんを石灰化病変として見るように優れているため、早期発見に非常に効果的と言われていますが、マンモグラフィの検査は、乳腺が発達し、密度が高い人は検査精度が下がります。また、マンモグラフィは、乳房再建や豊胸などの手術を受けている人は検査自体を受けることができない場合や、正確な診断を受けることができない場合もあります。

そんな中、近年、MR Iを使った、痛みが全くない乳がん検査、ドウイブスサーチという乳がん検査が広まっています。ドウイブス法自体は、2004年に日本人医師により発表された、MR Iによる、寝ているだけでがんの有無や分布を診断できる撮影法です。ドウイブス法は放射線被曝がありません。さらに、PET検査とは異なり、造影剤の投与をしないため、検査の準備が不要であり、造影剤にアレルギーがある人でも受けることができます。

株式会社ドウイブス・サーチによると、ドウイブス法の受診件数は、2022年以降、毎年40%から65%増が続き、今年の9月1日時点では累計受診件数が5万3,000件に達したということです。また、国会

# 不確定原稿

の議論においても女性国会議員が、自分自身が高濃度乳房のため自治体の検診を受けることができず、自己負担でMR I の検査を利用していると自身の経験を話したり、MR I ドウイブス法を時代に求められている検査方法として取り上げ、痛みのない乳がん検診の普及を国として支援するよう提案したことにより、当時の首相が、乳がん検診の受診率向上については急いで取りかかりたいといった趣旨の答弁をするなど、国としても痛みのない乳がん検診の選択肢を広めていくことには前向きな姿勢であると考えています。また、同社が42歳から69歳の女性1,304人を対象に行ったアンケート調査では、過去2年以内にマンモグラフィ検査を受けたことがありますかとの設問に対し、半数以上が「いいえ」と回答し、その理由として、「痛みが不安」「以前痛かった」が最多の26.8%、「裸を見られるのが恥ずかしい」が11.9%など、従来の検査方法に伴う心理的、身体的な負担が非常に大きいと考えられます。以下質問をいたします。

(1) 乳がん、子宮頸がん検診の受診率向上について、それぞれの検診の目標受診率達成に向けた取組の現状を伺います。

(2) MR I による乳がん検診、ドウイブス法の検診受診料の補助について。ドウイブス法は、従来のマンモグラフィが持つ身体的、心理的ハードルを解消し、受診率向上に寄与すると考えます。滋賀県彦根市、秋田県仙北市など、既に受診料の補助を実施している自治体の例もありますが、市としてこの選択肢を提供することについて考えを伺います。

(3) 健康の啓発についてです。毎年3月1日から8日までの女性の健康週間などを活用し、乳がんの自己触診指導、月経や更年期障害など、幅広いライフステージの課題に関する相談会やセミナーを実施することについて、取組の現状と今後の展望を伺います。

大きな2番目、若者の健康づくりについてです。

若者の健康について、若者の身体的、精神的、社会的な健康と発達を支えるユースヘルスケアが近年注目を集めています。ユースヘルスケアとは、若者が心身ともに健康に成長し、それぞれが望む選択やライフプランを実践できるよう、利用しやすいサービスや情報提供を含めて支える取組全般を指し、東京都も2023年10月に、10代からの健康・医療サイトTOKYO YOUTH HEALTHCAREをオープンし、思春期に特化した健康に関する悩みや不安の解消を支援しています。ユースヘルスケアを日本語に直訳すると、若者の健康のケアですが、ここでいう健康とは、WHOが定義する健康のことで、体も心も、社会や人との関係も、全てが満たされた状態を指すと考えたいと思います。

一般的に健康とは、身体的に病気ではない状態と考えられがちですが、そのため、全てが満たされて幸せと言えない状態でも、病気ではないし、病弱でもないし問題がないと考え、適切なケアにつながれない若者が多くいると言われています。また、若者は大人と比較して、困り事を言語化する力や、自ら医療機関や相談機関にアクセスする力が不足しがちです。特に性に関することについては、より一層相談するハードルが上がります。その結果、心や体の調子を崩してしまったり、性感染症や、望まない妊娠、暴力や性的搾取の被害者や加害者になったりするリスクも高まると考えられています。だからこそ、正しい医療の知識や、包括的な性教育などを含めて提供できるユースヘルスケアが必要だと考えます。武蔵野市の若者の健康づくりの支援、ユースヘルスケアの取組について伺います。

(1) VTube七転さらさの実績についてです。市が新しく若者の健康に関する情報発信のため

# 不確定原稿

に企画し、ユーチューブの武藏野市動画チャンネルで公開しているV T u b e r七転さらさの動画についてです。本事業について以前、市長の御答弁でも、若い世代が親しみやすい啓発ツールとしてV T u b e r事業を企画しましたというふうに説明がありましたが、本当にこの事業が若い世代に届いているのか、届くような内容になっているのか、改めて伺いたいと思います。

- A、開始後の成果と見えてきた課題を伺う。
- B、視聴者数の推移及び視聴者数増加のための取組について伺います。
- C、その他のユーチューブチャンネルの動画と比較した、若年層の視聴傾向が多いのかどうか伺います。
- D、属人化しない制作体制の確保の状況について伺います。最後に今後の展望について伺います。

(2) 性感染症に関する啓発です。東京都の梅毒の2024年の患者報告数は、感染症法に基づく調査が始まって以来、最も多い3,760人と、感染状況は依然として非常に深刻な状況が続いています。感染者の年代構成を見ると、20代の若年層が最も多くの割合を占めていること、また、梅毒は治療しなくても症状が自然に消えることがあり、見逃されがちであることから、さらなる啓発が必要だと考え、以下の点を伺います。

- A、梅毒の流行について、市の認識を伺います。
- B、東京都の検査室や都内の保健所では、エイズと梅毒などの性感染症の検査や相談は無料かつ匿名で行っていることについて、市としてさらに周知をするべきだと考えますが、市の考え方を伺います。

(3) 若年層健康診査の目標受診率達成に向けた取組の状況を伺います。

(4) 若者のメンタルヘルス支援についてです。日本において10代及び20代の死因の第1位は自殺であり、若者の健康を考えるときには精神保健やメンタルヘルスについての取組が非常に重要だと考えますが、市の考え方を伺います。

2つ目、メンタルヘルスについても、体の健康と同様に、予防、早期発見が重要だという考え方の下、オンラインカウンセリングや相談など、気軽に使える支援の拡充が必要だと考えます。取組の現状と課題を伺います。

(5) 大人のための性教育、保護者のための性教育の必要性についてです。性教育というと、月経、射精、思春期の体の変化など、健康と関わる保健体育の授業で扱われるような科学的知識を想像される方も多いと思いますが、ここで扱う性教育はもう少し広く、人間関係、ジェンダー、セクシュアリティ、文化的・社会的な側面などについても学ぶことと考えます。昨日、他の議員のジェンダー平等に関する質問への答弁として、教育長から、ジェンダーは重要な人権課題で、アンコンシャスバイアスやジェンダー平等について子どもたちが学んでいるというお話をありがとうございましたが、現在の子どもたちは学校で性やジェンダーについて非常に深く学ぶ機会をたくさん持っています。小・中学校の教科書では、ジェンダー平等やL G B T Qなど、性の多様性への言及が大幅に増えていますし、出席簿の名簿は男女混同になりました。保健体育の教科書でよく見かけた「異性が気になるようになります」という表現も、「異性など好きな人が気になる」という表現に変えた教科書も増えてきています。

このように、今の子どもたちの学びは、多くの保護者の世代が受けてきた、もしくはほとんど受けることすらできなかった性教育とは背景が大きく異なります。そのような背景から、子どもや若者が自ら

# 不確定原稿

の心身や権利について学んだことと、家庭内で保護者などから受ける言動との間に、認識のギャップや矛盾が生じることが課題になることがあると考え、質問いたします。

1つ目、保護者と子どもの間の認識のギャップを課題として認識しているか、市の見解を伺います。

2つ目、ギャップ解消のため、大人や保護者のための性教育が重要だと考えますが、実施状況と市の考えについて伺います。

(6) ユースクリニックの実施について伺います。これまで何度もユースクリニックについては議会で取り上げてきましたが、北欧やヨーロッパの国々で、ユース、若者世代専門の様々な健康に関する相談や診療ができるユースクリニックですが、2025年現在、報道によると、日本でユースクリニックとしてオープンしている場所は約60か所あるそうです。国や自治体が主導しているのではなく、スウェーデン発祥のユースクリニックの理念をベースに、それぞれの提供機関が独自の形を模索している状況です。

ユースクリニックの目的は、主に若者の性と生殖に関する健康と権利に焦点を当て、身体的・精神的な健康を促進することにあります。そのために、医学や心理学など、包括的な観点が必要です。また、保険証を持っていかずにもうだりで受診ができる、かつ無料で相談できることが特徴です。例えば、妊娠したかもしれないとか、生理痛が重くてつらいとか、人間関係に困り事がある、体のここが変かもしないなど、幅広い相談を受け付けるものです。以前の答弁では、ユースクリニックの設置について、引き続き、東京都、近隣自治体等の情報収集を行いながら、ユースクリニックに限らず、若者の心身の健康について相談しやすい窓口や、行政から若者に対する情報発信の機会について検討していくますと答弁を伺いましたが、少し状況に変化があったと思いますので、改めて伺いたいと思います。

1つ目、東京都のユースクリニックの武蔵野市での実施、健康課及び男女平等センターにおいてユースヘルスケアに関する居場所事業が今年度それぞれ実施されました。それらの事業の成果及び見えてきた課題について伺います。また、次年度にさらなるトライアル実施などをするための具体的な検討状況を伺います。

2つ目、ユースヘルスケアの取組として、ユースクリニックなどの居場所事業が非常に効果的だと考えますが、市の見解を伺います。

大きな3番目、建物の高断熱・高気密化の重要性についてです。

気候危機について、夏が本当に暑かったので、一般質問でも多くの議員が様々なテーマを取り上げ、非常に話題になりましたが、家庭での消費エネルギー量が多いのは、夏ではなく冬です。冬こそ根本的な気候危機対策に取り組むことを考えるべきだと思っています。日本の住宅断熱性能は、先進国の中でも非常に低い水準にあり、冬寒く、夏暑い家と言われてきました。2025年から省エネ基準適合が義務化されたり、2030年にはさらに高い基準が必須になるなど、新築住宅については高断熱化が急速に進展をしている中ですが、既存住宅についてはまだ課題が多いと考えています。暮らしている市民一人一人がCO<sub>2</sub>排出量を減らしていくことを目指していくべき武蔵野市が、取り組んでいく気候危機対策の柱の一つは、住宅の省エネ化、断熱化、高気密化の取組だと考え、以下質問をいたします。

(1) 住宅対策の重要性の認識についてです。気候危機対策における住宅対策の重要性をどう認識しているか伺います。先進的な断熱、省エネ住宅普及のため、断熱の水準を引き上げること、気密性を基

# 不確定原稿

準として用いること及びそれに合わせた補助の拡充を提案いたしますが、市の見解を伺います。

(2) 機能性向上による健康への影響です。日本の住宅の寒さが、ヒートショックなど健康に深刻な影響を与えることを踏まえ、住宅の断熱性能を上げることによる健康確保の重要性をどう認識しているか伺います。

1つ目、健康にいい住まいは環境にもいいという点を市民に伝える必要があると考えますが、市の見解を伺います。

2つ目、住宅の断熱性能と健康という観点においては、エネルギー貧困の課題が背景にあると考えます。エネルギー貧困とは、経済的に困難な人や社会的に弱い立場の人が、空調を含む電気を十分に使うことができないことをいいますが、武蔵野市におけるエネルギー貧困に対する考え方を伺います。

(3) 既存住宅の断熱・省エネ改修です。先進国が新築住宅だけではなく、既存住宅の断熱化も進めているという現状を踏まえ、住宅の耐震化のように、既存住宅の断熱・省エネ化計画も目標を定めて取り組むべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。また、既存住宅の改修計画を問う点に加え、オーナーの費用負担がネックになる賃貸集合住宅について、市独自の窓の改修等の補助金制度の創設、また大幅に拡充する考えがあるか伺います。

(4) 市営住宅の取組についてです。エネルギー貧困及び居住者の健康という観点から、市営住宅の高断熱・高気密化は非常に重要なと考え、以下伺います。

1つ目、市営住宅の高断熱・高気密化について、現状と課題を伺います。

2つ目、既存の市営住宅も断熱・省エネ改修を計画的に行うことが必要だと考えますが、市の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終えます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○市長（小美濃安弘君） さこうもみ議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の1点目です。子宮がん検診及び乳がん検診の目標受診率達成に向けた取組に対する御質問です。子宮がん検診につきましては、毎年5月末に、前年度受診者を除く受診対象の方全員に受診票を送付しています。また、未受診者のうち不定期受診者に対して受診勧奨はがきを送付し、定期的な受診の必要性をお伝えしています。乳がん検診につきましては、子宮がん検診と同様、毎年5月末に、前年度受診者を除く受診対象の方全員に受診券シールを送付しています。また、未受診の方への勧奨はがきの送付のほか、新たに40歳になる方には、国の事業である無料クーポンを送付しています。無料クーポン対象者以外の方につきましては、武蔵野健康づくり事業団で実施するセット検診、40歳からの女性のためのがん検診において、乳がん検診、肺がん検診、胃がん検診を同日に受診する場合、乳がん検診の費用1,000円を無料にしており、効率よく、かつお得に受診することができるよう受診環境を整えています。

2点目です。MR Iによる乳がん検診の導入に関する御質問です。乳がん検診を含め、本市で行っているがん検診は、科学的根拠に基づき国が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に沿って、乳房エックス線検査マンモグラフィを実施しております。現時点では市が行う事業としては、MR I検診への補助を行う予定はございませんが、令和7年10月10日に開催のがん検診のあり方に関する検討会において、近年、マンモグラフィ以外にも、超音波検査やMR I等、幾つかの手法が人間ドッ

# 不確定原稿

ク等で実施されていること、マンモグラフィ検査においても、より多くの断層で撮影する3Dマンモグラフィが開発されていることなどについて議論されております。現在、乳がんのガイドラインは2013年版が最新であるため、ガイドラインの更新及び指針の動向について、引き続き注視してまいります。

続きまして3点目、女性の健康啓発についての御質問です。東京都が8月に実施している健康増進普及月間の一部として、女性の健康週間についてのポスターを市に送付しており、本市では保健センターに掲示しております。乳がんの早期発見のためには、がん検診を受診するだけではなく、乳房を意識する生活習慣が大切なため、日頃の生活の中で乳房をチェックして、月経周期に伴う変化に気づくことができるよう、乳がん検診結果表と併せてプレストアウェアネスのポイントについてお知らせをしております。そのほか対象年齢の女性への骨粗鬆症検診の実施や、年2回、骨粗鬆症をテーマにした健康講座をしております。現在行っている取組を継続するとともに、健康講座で取り上げるテーマについても今後も検討してまいります。

次に、大きな2点目の（1）のAです。七転さらさ事業の開始後の成果と課題についての御質問です。まず成果といたしましては、現在20本の動画を市公式ユーチューブ上で公開しており、ユーチューブでの総再生回数と、市公式Xの埋め込み動画によるインプレッション数の合計が計5万回となっており、自身の健康について考えるきっかけとして御覧いただいていると認識をしております。課題といたしましては、視聴者数のさらなる増のための方策について、どのようなものが最も効果的か、行政としてどこまで踏み込んでいくかなどの答えを導き出すことの難しさがあると認識しております。

次に、Bです。七転さらさの動画の視聴数の推移及び視聴者数増加のための取組に関する御質問ですが、まず、七転さらさの健康ちゃんねる全体の視聴数の推移としては、1週間に1,000から1,500程度の視聴数があり、8月12日のデビュー以降、大きな変化はありません。視聴数増加のための取組としては、市公式ホームページやXでの周知のほか、健康課の所管する各種イベントでの周知、若年層健診受診勧奨の案内への掲載等を行っています。また、来年の1月には、成人式においても啓発チラシを配布する予定です。

次にC、他の動画と比較した若年層の視聴傾向に関する御質問です。視聴者層の分析には、ユーチューブのアナリティクス機能を使用するしかありませんが、同機能によると、七転さらさの健康ちゃんねるの視聴者層は、25歳から34歳までの女性が17%、男性が41.5%、35歳から44歳までの男性が22%、45歳から54歳までの女性が19.5%のことございました。ただし、同機能は、比較的少数のグループがゼロとしてカウントされる仕様で、また、ユーチューブのアカウントにログインした状態で視聴した場合のみ計測されるため、精密な統計情報ではないことに留意する必要があります。他の動画との比較については、ユーチューブアナリティクスの仕様上、一定の再生回数に達した動画でなければ比較できませんが、例えば旧赤星邸の動画は65歳以上の視聴者が多く、リチウムイオン電池の動画は25歳から34歳、45歳から54歳の女性が多くなっております。同じ市の動画チャンネルの中であっても、動画によって視聴者層が大きく異なっております。そのような中で、七転さらさの大きな傾向として、比較的若い方に見ていただいているものと認識しております。

Dです。属人化しない制作体制の確保に関する御質問です。人事異動等に備え、試行的実施の終了期間である令和8年3月末までに、動画制作や広報に関するマニュアル等を整備してまいります。脚本や

# 不確定原稿

演者について属人化しないよう、複数の職員による作成にも取り組んでいきたいと考えています。

Eです。今後の展望に関する御質問ですが、本事業は試行的事業で、令和8年3月末までを期間としております。その後については現在検討中でございます。

次に（2）のA、梅毒の流行に関する御質問です。令和3年以降に急増して以来、増加傾向にあり、男性は20歳代から50歳代、女性は20歳代の報告が多くなっており、若者の健康に関する重要な課題の一つであると認識しています。

次に、Bです。エイズ等の検査の周知に関する御質問です。市では常時、ホームページで、東京都の検査室や保健所でエイズ等の検査について御案内しているほか、6月の東京都HIV検査・相談月間や、8月の夏の梅毒集中啓発、11月から12月の東京都エイズ予防月間など、東京都が設定する啓発期間に合わせ、公共施設にポスター掲示、チラシの配架等を行っております。また、令和7年8月18日に武藏野プレイスで試行実施した若者向け心と体の健康相談においては、性感染症等に関するポスター掲示やチラシ配架を行うとともに、来場した若い世代に対し、職員が対話をしながら同問題について啓発をいたしました。引き続き、エイズや性感染症に関する周知啓発を行っていくほか、さらに効果的な啓発について検討してまいります。

次に、（3）若年層健康診査の目標率達成に向けた取組につきまして、国民健康保険データヘルス計画に基づく受診勧奨事業として、保険年金課から38歳、39歳の国民健康保険被保険者に対して、はがきを年2回送付しております。39歳被保険者の受診率は21.3%でした。健康における目標率は、事業開始年度以降の受診率の増としておりますので、今後、数値の向上を目標としてまいります。その他、国民健康保険へ加入する際に、対象年齢の方にはチラシをお渡ししております。健康課においては、市報、市ホームページ、SNSによる周知に加え、30歳、31歳の全ての方、38歳、39歳のうち国民健康保険被保険者を除いた方に対し、勧奨はがきを送付しております。特定健康診査の対象となる前の若い世代からの生活習慣改善について啓発し、受診習慣をつけていただくことが大切でございますので、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。

次に（4）のA、若者の健康におけるメンタルヘルス等の取組の重要性についてに関する御質問です。議員御案内のとおり、10代及び20代の死因の第1位が自殺であることに加え、小・中高生の自殺が過去最多で推移している状況もございます。また、令和4年度に実施した武藏野市市民の健康づくりに関するアンケート調査報告書によれば、20歳未満の市民の9割近くが、ストレスを常にあるいは時々感じている状況が見られました。以上のことから、メンタルヘルスはどの年代においても重要ですが、若者の健康においても一つの重要な要素であると認識しております。

次にB、若者向けのオンラインカウンセリングや相談等の取組の現状や課題に関する御質問です。東京都や特定非営利活動法人等が、対面相談や電話相談、チャット相談、LINE相談、メタバース相談等の多種多様な若者向け相談窓口を設けております。現時点で市がオンライン相談等の窓口を新たに設ける予定はございませんが、引き続きホームページ等により、それら相談窓口の周知をしてまいります。

次は（5）のA、性教育に関する保護者と子どもの間の認識の違いに関する御質問です。今のところ健康課で行っている健康なんでも相談では、そうした御相談はいただいておりませんが、性教育に関して子どもと保護者との間で認識が違うこともあり得ると認識をしております。

# 不確定原稿

続きましてB、ギャップ解消のため、大人や保護者のための性教育の実施状況と、市の考えに関する御質問です。市では、これまでに男女平等推進センターで、思春期の性に関する保護者向けの講座を開催したことがあります。子どもの性について保護者も理解をすることは必要と考えておりますので、市として何ができるかについて研究してまいります。

続きまして（6）のA、ユースクリニック等の成果と課題に関する御質問です。まず、令和7年3月18日に武蔵野プレイスで開催されたわかさぼ対面相談については、東京都の事業ではございますが、市職員が視察したところ、来場者はいらっしゃいませんでした。令和7年8月18日に健康課が武蔵野プレイスで試行実施した若者向け心と体の健康相談においても同様に、各種ノベルティや飲物、お菓子などを用意するとともに、自習スペースを設ける等の工夫をし、46名の若者に来場していただきましたが、対面相談の希望者はゼロでした。そのため、これらの事業と同様の形で、次年度以降も若者向けの健康相談事業を市が実施することは難しいと考えております。ユースヘルスケアについては、東京都の相談事業への協力や、市の既存事業の拡充等により実施されていくべきものと認識しております。一方、11月22日には、女性に対する暴力をなくす運動の一環として、男女平等推進センターが武蔵野プレイスで1日限定ユースカフェを実施いたしました。小学生から高校生まで、男女合わせて26名の参加がありました。今後も武蔵野プレイスという場を有効に活用することも含めて、青少年世代と男女平等推進センターとの接点をつくっていきたいと考えております。

次に、Bです。ユースクリニックなどの居場所事業に関する御質問です。若者向け心と体の健康相談の試行的実施により、若者の健康相談のニーズが確認できなかったことに加え、先行する東京都のわかさぼ事業においても、電話相談が8割、メール相談が2割で、対面相談の件数は極めて少ないとございました。その少ない対面相談も、相談内容が繊細なため、わざわざ遠方から来る場合が多いとの話もあり、基礎自治体が実施するには難しいと考えております。さきに答弁したとおり、ユースヘルスケアについては、東京都の相談事業への協力や、市の既存事業の拡充などにより実施されていくべきものと認識しておりますが、ユースカフェのような形で意見交換をする中で、結果的にユースヘルスケアにつながるような取組を検討してまいります。

続きまして大きな3点目、住宅対策についてでございます。

（1）気候危機対策における住宅対策の重要性に関する認識についてでございます。市内のCO<sub>2</sub>の約4割が家庭から排出され、その大部分が給湯や冷暖房の使用に伴うものであることを踏まえると、住宅の高断熱・高気密化、省エネ化は気候変動対策を進めていく上で重要であると認識しています。特に既存住宅の改修が重要であると考えています。

次に、（1）のAです。先進的な断熱・省エネ住宅普及のため、断熱の水準を引き上げること、気密性を基準として用いること及びそれに合わせた補助の拡充の提案に関する市の見解についてという御質問です。住宅の断熱性能については、建築物省エネ法の改正により、令和7年4月以降、全ての新築住宅に断熱等級4以上が義務化されることにより、1棟当たりの年間のCO<sub>2</sub>排出量を1トンから2トン程度削減することが見込まれております。さらに、遅くとも令和12年度までにはZEHレベルの断熱等級5以上の義務化が予定されており、新築住宅の高断熱化が急速に進んでいくものと思われます。一方、既存住宅については、法規制により断熱化を進めていくことは厳しいことから、国や都、本市において

# 不確定原稿

も、既設の窓等の断熱化を促進するため、改修費用の補助などの支援を積極的に行ってています。気密性については法的な基準化がされていないため、新築住宅における気密性はハウスメーカーによってばらつきが大きいのが現状です。今後、国において基準化を進めていくことが望まれるところでございます。

次に、2点目の住宅の断熱性能を上げることによる健康確保の重要性に関する認識についての御質問です。WHOのガイドラインにおいても、寒さによる健康影響から居住者を守るための室温、室内温度として18度C以上を保つことを強く勧告しており、住宅の断熱性能を向上させることは、単なる省エネ化だけではなく、健康被害を防止するためにもとても重要であると考えています。

次に、(2)のAです。健康によい住まいは環境にもよいという点を市民に伝える必要性に関する市の見解についてです。気候市民会議における議論を踏まえ、令和5年度に作成した「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」では、窓や壁などの家の断熱リフォームを行うことをアクションの一つに位置づけておりますが、アクションの説明だけでなく、部屋の暖かさと健康の関係について触れ、断熱リフォームは健康被害を防止する、健康にもいい取組として紹介しています。「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」は、ユーチューブの解説つき動画などで公開しているほか、現在も武藏野市民の行動指針として、エコポイント事業などの様々な場面で活用し、市民への周知を図っております。

次に、(2)のBです。エネルギー貧困に対する市の考え方についての御質問ですが、経済的困難を抱える世帯が空調を含む電気を十分に使うことができない状況は、夏季の熱中症や冬季のヒートショックなど、健康に大きな影響を及ぼす課題だと認識をしております。そのため、適切に空調を使用する環境整備や意識づけが重要ではないかと考えております。

次に、3の(3)の既存住宅の断熱・省エネ化計画を、目標も定めて取り組むべきではないかという考えに対する市の見解についての御質問です。国の地球温暖化対策計画では、既存住宅については、省エネ基準に適合する住宅ストックの割合を2030年度までに30%へ引き上げるという目標を掲げ、断熱改修等の住宅の省エネ化を促進するため、税、補助金、融資等による総合的な支援を進めているものと認識しております。

次に(3)のA、賃貸集合住宅に関して、市独自の窓の改修等の補助金制度創設または大幅な拡充をすることに対する考え方についての御質問です。本市においても武藏野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、国と同じ家庭部門の目標削減率を掲げ、効率的なエネルギー活用推進助成金により、既存住宅の断熱改修の支援を行っているところですが、市内住戸の2割以上を占める分譲マンションの断熱化を促進するため、令和5年度からマンションの管理組合も助成の対象に加え、これによりマンションの外窓の断熱改修もしやすくなりました。ただし、賃貸業として利益を得ている住戸の所有者に対し市が助成することは、公費の私益への分配や、受益者負担の公平性などの点において課題があるため、助成の要件として、区分所有者が居住している住戸部分のみを対象とし、賃貸の住戸は対象としておりません。なお、住戸の所有者の同意を得て、賃貸人の負担で改修した場合は助成の対象としております。同様に、賃貸集合住宅のオーナーに対し、窓の改修等への市独自の補助金制度の創設については慎重であるべきと考えております。

次に、3の(4)のAの市営住宅の高断熱・高気密化の現状と課題についての御質問です。市内には、昭和46年から平成21年の間に建設された市営住宅が4住宅5棟あり、いずれの住宅も建設当時の法令等

# 不確定原稿

の規定に基づき整備をしておりますが、現在新設する場合のような高断熱・高気密の住宅とはなっておりません。一方、各住宅では、施設の老朽具合等を見ながら適宜改修等を行ってきており、改修時には、例えば外壁、屋上の防水工事を行う際に、より断熱性の高い塗料を使用するなど、室内の環境改善に資する工夫を行っております。居住空間の断熱性等をより一層高めていくためには、例えば内窓の設置などが考えられますが、施設改修の優先度やコスト等とのバランスが課題となると考えております。

次に、（4）のBの既存の市営住宅の計画的な断熱、省エネ改修についての御質問です。今年度見直しの検討を行っている公共施設の環境配慮指針では、市営住宅も対象に含めた形で進めておりますので、今後は公共施設保全改修計画に沿って、大規模改修や維持修繕などを行う際には、公共施設の環境配慮指針や技術動向などを参考にしつつ、断熱、省エネ改修を行っていくべきものと考えております。

他の質問に関しましては教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） 私から、大きな2点目の（5）です。保護者と子どもの間の認識のギャップを課題として認識しているかというお尋ねでございます。

まず、保護者と子どもの間の認識のギャップについて、直接的にそういった御相談を、例えば教育委員会に寄せられているという状況は今はございません。ただ、議員もおっしゃっていたように、性教育は子どもの人権に関わる大変重要な教育であるという認識は持っておりますし、さらにまた、学校における性教育についての考え方や内容について、やはり保護者の方や地域の方にしっかりと理解していくことが大変重要であるというふうに思いますので、こういった保護者の方の理解啓発に学校としても力を入れていく必要があるかなというふうに思っております。したがいまして、様々な機会や場を捉えて、保護者の方に対して学校における性教育の考え方についてしっかりと御理解いただく場を、これから工夫してつくってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、2番の（5）のBです。これも保護者のための性教育に特化するような取組を具体的に行っているという状況はございませんが、例えば授業公開です。保健の授業等で性教育を扱った授業を学校公開日に公開して、それを保護者や地域の方に見ていただき、そのときに、先ほど申し上げた性教育の考え方等についても御理解いただく機会を増やす、あるいはホームページ等でそういった内容を学校からも発信するということが今後さらに必要になってくるという認識を持っております。

以上です。

○13番（さこうもみ君） 御答弁ありがとうございました。まず、乳がんの検診のところから行きたいと思います。

これは国のガイドラインがあるというところで、なかなか今現状は検討していないということだったのですけれども、昨日も御紹介ありましたが、今既に補助を開始している自治体としては滋賀県の彦根市で、ここは1回当たりの2万2,000円の検診料全額助成を500人対象でしていますが、これは個人からの寄付で単年度事業でやったということなので、ちょっと特殊な例ではあるかなと思っています。もう一つは秋田県仙北市で、ここは検査費用の半額または1万1,000円、大体この検査は一般的に2万2,000円が相場なので、1万1,000円というところでやっていて、これは市民であることと、当該年度において市が実施する乳がん検診を受診していない人が対象というふうになっています。

もちろん国のガイドラインというところがあるというのは理解しているところではあるのですけれど

# 不確定原稿

も、既に補助を実施している自治体もあるということと、本当に毎年受けるとなると、2万2,000円はかなり大きい負担だと思うのです、検査としては。なので、国の動向を見てというところだとは思うのですけれども、市として支援することについて、もう少し積極的に情報収集しながら研究していくいただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。これは伺いたいと思います。

次の質問も一気にしてしまいたいと思います。ユースクリニックのところです。

今年、東京都のユースクリニックが武蔵野市でやったというのと、健康課がやって相談がなかったのでやりませんというところかなと思っているのですけれども、まず東京都のユースクリニックを武蔵野市で実施したときは、広報、ほぼゼロだったのです。誰に向けてもやっていますという案内をしていないくて、特に武蔵野市とか近隣の地域に住んでいる子どもたちに、その情報のお知らせもほとんどできていないまま開いてみて、誰も来ませんでした、それは来ないよねと思うのです。さらに、武蔵野市でも1回やってみて、なかなか相談がなかったということなのですけれども、先ほど言ったように、性に関することとか自分の体に関するなどを、見ず知らずの、たった1回やった相談の場所で、初めて行ったところで、初めて行った人に相談するかと言わると、何の信頼関係もない人には相談しないと思うのです。

なので、1回試行実施をしてみて、誰も来ませんでした、相談はありませんでしたというのはちょっとないのではないかなと思うのですけれども、やはり若い人たちに相談してもらうためには、信頼関係を築いていくような居場所をまずつくって、その上で、では何かあったときに、この人になら相談してもいいかなというところまでたどり着く努力をこちらはすべきであって、1回開いてみたけど誰も来ませんでしたというのはあまりにお粗末だなと思ったので、そこは見解を伺いたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 御答弁の前に、1点だけ答弁訂正させていただきたいと思います。先ほどの住宅の質問の3の3のAで、住戸の所有者の同意を得て賃借人の負担で改修した場合は助成の対象としていますというのが正確な答弁なのですが、私、そのときに賃貸人と発言したようでございまして、ここは訂正させていただきたいと思います。

乳がんの検診につきましては、昨日も質問がありましたので、担当部長よりお答えいたします。

居場所、ごもっともだと思うのです。だからユースクリニックをやる、もしくは相談の場所をつくるというところよりも、先にまずは居場所をしっかりとつくっていくということが大事なのかなというふうに思っておりますので、そこは順序立てやはり考えていくと。それはごもっともだと思いますから、なので、それは府内でも少し研究してまいりたいと思っております。

○保健医療担当部長（田中博徳君） 乳がん検診のMR Iに関するものでございます。先ほど議員のほうからもガイドラインのお話が出ましたが、このガイドラインというのが、やはり死亡率を減少させる、こちらをまず第一ということで、手法ですとか、あと対象者ですとか間隔というものが定められているところでございます。市長からの御答弁のほうでもありましたけども、現時点、そのMR Iについては入っていないところで、そこについては今、マンモグラフィがガイドラインで推奨されていますけれども、MR Iについては、まだ死亡率を減少させるというような効果のエビデンス、そこができるないということでございます。私のほうも彦根市のホームページを見させてもらったところなのですが、彦根市の注意書きの中にもやはり、最新の検査方法なのだけども、まだエビデンスが得られていないと

# 不確定原稿

いいうような状況でやっているといふうに認識をしているところでございます。また、こちらがん検診についてなのですから、市のほうで公表する受診率については、科学的根拠に基づいたマンモグラフィに基づくものを対象として計上しているところでございますので、新しい方法につきましては、先ほど国のほうの検討会でも議論がされつつあるということでございますので、今後の動向について把握をした上で、科学的根拠に基づく検診を引き続き実施していきたいといふうに思っているところでございます。

○13番（さこうもみ君）　　ありがとうございます。ユースクリニックについては、確かに健康の相談、性の相談をする病院ではない場所でということ自体が、もともと知らない、そういうことができるのだということ自体が、制度としても現状ないですし、子どもたちも知らないので、いきなりユースクリニックですという名前で出して相談に行くというのはハードルが高いと思うので、まず居場所からというところはおっしゃるとおりだと思いますので、若い人たちの健康、性の相談につながるような居場所をつくるしていく。居場所の中で問題があれば、きちんと必要な機関に接続できる機能を持った居場所づくりにしていくところをぜひやっていっていただきたいと思います。

品川区が今年の1月から新しく、ユースクリニック、10代向けの心と体の相談窓口を開始しています。これは東京都のユースヘルスケア推進事業の補助金、10分の10で出るものを使ってやっていて、10分の場合と、2分の1のときがある、多分品川は2分の1かもしれないんですけど、これはオンラインチャットと、あと月に1回の対面の相談会をやっていて、2025年の1月から9月まで、オンラインと対面の内訳は分からぬんですけど、約200件相談があったといふうに出ています。品川区の学校に通っている小・中学生に関してはタブレット端末経由で相談もできるようにしたりですとかしながら、居場所をつくるのと相談の両方、オンライン相談と両方やっていて、そういう都の補助などもあるので、そういうことも含めて、まずは居場所からというところはそうだと思うので、信頼関係を若い人たちとつくっていくということは、都の補助を使うことも含めて前向きに検討していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（小美濃安弘君）　　信頼関係というところではそのとおりだと思います。恐らくこれは、私の子どもたちよりもっと若い人たちが対象になってくるかなと思うのですけども、自分の子どもたちを見ても、行政はそもそもが物すごい遠い存在であり、ひょっとすると難しい存在なのかなと思っているのです。なので、そういう意味で、後でまた再質問があるならしていただきたいのですが、七転さらさのVTubeは、非常にそういう意味では、行政もこういうことをやってくれているのだという、すごく親近感を持ってもらうのと同時に、少しでもそこで接点ができるければ、何かにつながる可能性が出てくると思っているのです。

なので今回、VTube七転さらさの事業というのは、私は非常に評価をしているところでございます。そこから行政に対する若い人たちの可能性みたいなものが芽生えてくるとするならば、そこで今度は居場所とか、そういうところにつながっていくわけであって、居場所をつくっても、ひょっとするとそういう方々が来てくれないかもしれません。なので、やはり段階を踏みながら、行政がやっていることも、きちんと皆さんのことを考えてしっかりとやっていきますよというメッセージを送っていくということがまず第一、一番大事なことなのではないのかなといふうに思っておりますので、しかし今

# 不確定原稿

までそういうことが一番苦手だったという行政の在り方もありますので、またいろいろな議員からも様々御提案をいただきながら取り組んでいければなというふうに思っています。

○13番（さこうもみ君）　　ありがとうございます。前向きな御答弁をいただいたというふうに受け取っています。居場所をつくっても来ないというところで、それはまさにそうだと思っていて、さっきおっしゃっていた都のユースクリニックと健康課のユースクリニックと男女平等のユースの相談と、3つともプレイスでやったと思うのですけど、前の2つはフォーラム、4階でやっていました。多分男女のほうは地下2階の、子どもたちが集まっているところに出張していって、会いに行っていたと思うのです。その姿勢も全く違うものだと思っていて、4階は用がなかつたら上がらない場所です。そこでこっそりやっていますよというふうに、もちろん相談があったときに個室に移るとかは別ですけど、4階でやっていて、いや、誰も来なかつたねというのと、若い人たちがいるところに、話が聞きたくてとか、もし何かあつたらコミュニケーションを取ろうと思ってといって顔を出すというのは全く違うコミュニケーションだと思うので、やはり若い人たちが集まっている場所に出ていって、会いに行って信頼関係を築こうとするというような姿勢を持ってやっていっていただきたいなと思います。これは要望とします。

ちょっと時間がないので、次に、若者と保護者のギャップのところです。具体的な相談とかは来ていませんというところだったので、これは例えの例で、東大の教授が話しているところとかをちょっと引用すると、性教育に関して、世代による価値観の違いは大きな課題です。例えば、生理不順や生理痛に悩む若い世代の患者さん——これはお医者さんなのですけれども——の中で、お母さんが薬を使うことにいい顔をしないという人は少なくありません。生理ぐらいで病院に行くなんて、私たちの頃は生理痛なんて病院に行くようなものではなかったわよと、我が子に通院を勧めないというようなケースも多く、月経に伴う不調を解消するための治療法や薬があるのに、なかなか医療にアクセスさせてもらえないというような実態があるみたいなことが紹介されていました。

なかなか自分たちの当たり前だと思っていた医療との関わり方とか、体との向き合い方というところで保護者は子どもと接している中で、でも子どもは学校で、生理痛がひどかったら、まず病院に行ってみたらいいのだよと言われたのに、お母さんには駄目と言われてどうしたらいいのだろうという板挟みにやはりなってしまうのです。そういうところでやはり、今子どもたちが学校で学んでいることはどういうことなのかとか、そういうところをコミュニケーション取れるように、保護者のサポートというところもぜひしていただきたいなと思うのですけれども、ここについて教育長に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（吉原 健君）　　子どもが自分の性に関する悩みや不安を抱えたときに、学校でいえば誰に相談するかと、なかなか悩ましい部分があると思います。直接担任の先生に悩みを相談する、打ち明けるというのはちょっとハードルが高いとすれば、私も学校現場の経験で言うと、やはり養護教諭であったり、スクールカウンセラーであったり、そういう学校の中のある程度専門的な方に相談があると思います。ただ、その悩みに関しては、もしそのことに関して保護者に情報提供する必要があるならば、保護者に連絡を取って、お子さんが抱えている悩みや不安について保護者の方にも理解していただきたり、また場合によっては適切な医療機関につないであげたり、そういう役割がこれから学校でもかな

# 不確定原稿

り重要になってくると思いますので、いただいた御意見、ぜひまた教育委員会でも、また校長会とも共有させていただきたいと思います。

以上です。

○13番（さこうもみ君） ありがとうございます。やはり性教育というのは時代によって、どんなことを考えるか、教えるかというところがすごく大きく変わってきてるところだなと思いますので、保護者との間にはギャップがあるのだということ前提で、学校と保護者のコミュニケーションも設計していくっていただく必要があるのではないかなと思います。子どもの権利のためにというところでは一致しているはずではありますので、そのギャップをどう解消していくかというところは進めていっていただきたいと思います。

次に、性感染症のところへ行きたいと思います。これ、もちろん流行は認識していて、エイズとかのポスターを貼っていますというところだったのですけれども、梅毒が物すごくはやっているというところと、梅毒は気づかないというところを、やはりもう少し啓発していかないといけないのではないかなというふうに思っています。最初の質問の中でも言いましたけれども、治療しなくても症状が消えてしまうのです。そうすると、自分が感染していることに気づかずに、人にどんどんうつしてしまうということが起きていて、だからこそ、調査が始まって以来、最も多い人数の感染者数ということになっていて、潜在的にはもつといふうにもちろん言われている中で、エイズとか性感染症の検査ができますよという啓発はもちろんしているのですけれども、梅毒に特化した啓発というのをもうちょっとやっていかないと、この感染の大流行というのは止まらないのではないかなというふうに思っていて、感染して、そのまま治療せずに放置をしてしまった場合、将来的な不妊につながったりとかということもあるような病気なので、もう少し若い世代に対して啓発をぜひしていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○市長（小美濃安弘君） 私の認識としてちょっと持っていたなかつたので、それは府内で共有しながら、啓発が必要ならば、またそれはしていきたいなというふうに思っています。

○13番（さこうもみ君） さらさの再質問ができなかつたので、ぜひさらさに梅毒のPRはしていただきたいなと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（木崎剛君） 暫時休憩をいたします。

○午前11時50分 休憩

---

○午後 1時00分 再開

○議長（木崎剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、未来における教育を見据えた学校改築事業等について、9番小林まさよし議員。

（9番 小林まさよし君 登壇）（拍手）

○9番（小林まさよし君） 9番、小林まさよしです。通告に従い、大きく4つの質問をいたします。

大きな1つ目の質問は、未来における教育を見据えた学校改築事業についてです。

# 不確定原稿

まずは昨日、本多議員が、選挙の争点になる可能性など危機感があるという話をしていましたが、私も、学校改築含めた公共施設再整備において、同様の危機感を持っているということをお知らせしたいと思います。

次に、議会で話があった、市長の公約である二中と六中の統廃合白紙についてですが、私は、小美濃候補——当時です——が保護者にその考え方を説明する集会に、複数回同席しました。その場では、二中と六中の統合がこの先一切ないという説明はしていませんでした。ゼロベースで白紙にして、全市的にしっかりと議論していくかなければならないということを小美濃市長は当時説明され、参加されていた方は御理解していたと私は認識しています。このことをまずはお知らせしたいと思います。私は、市長は公約どおりの対応を行っているという認識です。その上で、私は、二中と六中の統廃合が完全になくなつたものと思ったというような意見を市民の方から聞いたことがありませんが、そのような話があつたら、急な選挙だったから説明や訴えは十分できなかつたかもしれないけども、市長は当時の活動において、統廃合が絶対になくなるという趣旨の説明はしていなかつたとお知らせしようと考えています。ぜひここにいる皆様も同様な対応をいただけるよう、御協力をお願いしたいと思います。

本題に入ります。教育関係を最優先に、第1に、建設費の高騰といった課題も踏まえて、学校改築事業の方針を全市的に検討するという点については、個人的に評価、そして賛同しています。そしてまずは市として、本事業に関し、説明動画やリーフレットの作成、学校を支援する地域の方への説明会の開催など、様々な手法で情報提供に取り組まれている点についても高く評価しています。また、極めて重要であり、大きな労力を要するこの事業に携わる市職員、保護者、児童生徒、審議会関係者、地域の方々などの全ての関係者に、心より敬意を表したいと思います。

ところで、先日、直近では平成30年に小学校の統廃合を実施した世田谷区議会議員に、学校統廃合はどうだったか尋ねました。繰り返しその方が強調していたのは、本当に大変だったということです。その理由は、以前から計画があつたが、統廃合を進める段階では周知が十分でなかつたため、保護者だけでなく、卒業生を含む多くの方々から反対意見が寄せられたということでした。武蔵野市では、このような事態にならないよう、全市民を対象に、これまで以上に丁寧かつ十分な周知徹底が必要だと考えています。ちなみに、改築事業について、私が市民の方に個別にヒアリングした意見の一部を御紹介すると、スクールバスか自転車なのか、コースと通学時間、安全対策が大丈夫ならば、教育的な観点を考えると賛成。学級数が少ないというのは課題であり、理解賛成するが、現行7学級以上ということを知らなかつた。メリットとデメリットの具体的かつ詳細な説明が必要。合併時の生徒となる幼稚園や保育園の保護者への説明が必要。建設費高騰などの事情も分かるが、少人数で落ち着いた環境が子どもの優しい情緒を育むことを見てきた。全ての小学校が残ればいい。小学校についても全市的な検討はしないのか。建設費高騰も分かるが、コストを抑えるため、五中や一中のような真ん中に空間のない、普通の校舎で建て替えできないのか。とても公立に思えない五中の新校舎を見ると、統廃合もあり。見学ツアーを企画したらよい。学校の生徒数減少をどのように食い止めるかということも考えるべき。将来の生徒数の減少を考えると、児童館やコミセン等の併設、子どもや地域の大人の居場所となるような複合型の施設とするのがよい。建て替え中の校庭利用の対策として、優先的な市の施設利用といった配慮が必要。12から18学級を適正と決めた点は、もう少し議論が必要だと思う。統廃合より再編成とするほうがよい。

# 不確定原稿

年齢や立場、住んでいる地域、これまでの経験や環境によって受け止め方や考え方方が様々あるということを改めて強く感じたところです。やはりできるだけ多くの御意見を伺うことが大切だと思います。

一方、本件について市報で紹介されている状況を私が確認した範囲で言うと、事業の具体的な内容が市報で報告されたのは3月15日の施政方針と、10月15日の学校建て替え計画に関する記事の2回となっています。もしかしたらこれ以外にあるかもしれません。その他では、審議会開催などの案内が6回開催されたということになります。しかし、この内容で十分なのかという疑問は残るところです。ちなみに、学校が保護者向けにリーフレットを配布したようですが、保護者の方に聞いてみると、多くの方が見ていない、知らなかったと言っています。また、保護者の方からは、ある集団では、ママ友は誰一人として知らなかったという事実をお知らせいただきました。職員の皆様は、これまでより様々な工夫をして周知活動しているということは認識していますが、まだ十分な周知が進んでいないというように思います。世田谷区のようにならない、これが重要だと思います。

その上で、素人的な考え方かもしれません、私が提案したいのは、まず全市的には、1、ムーバス30周年記念の広報同様、市報で1面から3面を大きく活用した周知、そしてこれを継続的に取り上げること。2、全市的なアンケートを実施すること。保護者、児童向けとして、3、例えば市民科などで未来の学校を考えるという授業を行うと同時に、親子で未来の学校の在り方を考えて報告してもらうというような宿題を出すこと。4、保護者との関係の強い青少協に周知を依頼すること。5、連絡帳の活用などの対応です。全市民、そして全保護者に周知、そこから生きた市民の声ができる限り多く把握するという作業も必要不可欠だと思います。難しいかもしれません、市民科で取り上げられれば、それは効果的な周知が期待できると思います。様々工夫をして進めていただければと思います。

質問に入ります。

1つ目です。第二期学校施設整備基本計画策定審議会では、これまでどのような説明や議論があつたのか伺う。

2つ目、市として学校改築事業について、これまでどのように周知してきたのか、定性的、できるだけ定量的に伺う。また、どの程度周知ができたと認識しているのか伺う。

3つ目の質問です。市長選で、市民満足度を向上させるためには、施策、計画の情報公開が必要と訴えた小美濃市長は、学校改築事業について今後どのように市民周知していくのか伺う。

4つ目の質問です。教育委員会が作成したリーフレットでも、10年間で建設費が4割高騰したと示している。教育面の教育環境が最優先ではあるが、財政面を含めると、やはり全市的に関連すると言ってよい、この極めて重要な学校改築事業について、市民の関心を高めることを目的に全市的なアンケートを早急に実施し、市民の率直な意見を把握するべきだと考えるが、見解を伺う。

2つ目の大きな質問に入ります。公共施設等総合管理計画——以下、総合計画とします——の建設費高騰などにおける今後の対応についてです。

設置義務のある学校改築事業について、先ほど、財政面も含めて中学校の適正な数を検討するという現状にあります。これは平時でなく有事であるというように私は考えるところです。議会の監視評価機能を果たす市民の代表である議員として、武藏野市の全体の公共施設の再整備について、積極的に財政面も含めて検討、必要に応じて見直していかなければならないという強い危機感を持っています。

# 不確定原稿

ところで、第2期総合計画の数値目標は、市民1人当たり施設保有量2.08平米とされています。この数値目標が市より示されたとき、その妥当性について、問題意識から議会で様々な議論が行われたと記憶しています。小美濃市長も当時議員として、この数字について取り上げていました。ところで、この2.08平米について、今年6月23日の総務委員会で市から、数値目標というのは、基本的にその期間内でどう考えるのかということだという説明がありました。私はこの言葉を聞いたとき、率直に、強い失望感を覚えると同時に、市にとって都合のよい数値目標であり、市民や議会を軽視したものではなかつたのかというように感じました。私にとっては不誠実かつ無責任であり、極めて大きな問題のある発言だったと考えているところです。このことをこの場で改めて、強く問題だと指摘します。また、今後このような姿勢で計画を作成しないことを市には強く要望します。加えて、建設費高騰の激しいこの有事においては、学校改築を含めて公共施設再整備について、自治基本条例の基本原則に従って、議会にも市民にも多くの情報を開示して、今後の武蔵野市のまちづくりを全市的に議論ができるよう、積極的な情報発信をしていただきたいと市には強く要望します。

1つ目の質問です。第2期総合計画の位置づけと重要性について、市の見解を伺う。

2つ目の質問です。公共施設の新築、増改築または大規模改修について、令和4年3月——これは第2期総合計画策定時点になりますが——これ以降に設計段階で概算工事費を算出、または実際に着工した事例のうち、この概算工事費または工事費が30億円以上となった施設について、それぞれ直近の建設費総額と平米単価を伺う。

3つ目の質問です。建設費高騰があり、学校改築事業において財政面を含めて検討するという現状において、市は有事と捉えているのか、それとも平時と捉えているのか伺う。

4つ目の質問です。2つ目の質問に該当する施設について優先順位をつけるとするならば、どのような順位となるのか、理由とともに伺う。

5つ目の質問です。昨今、建設費高騰により公共施設等の建設について、中野サンプラザ、小金井市庁舎、松戸市庁舎など、公共施設が建設を中止するとしています。今朝も読売新聞で大きく取り上げられたところです。建設費高騰が工事に影響を与えるということです。武蔵野市でも建設費用が、武蔵野公会堂で平米単価が123万円、保健センターでも増築部分で見ると平米単価101.5万円となり、当初計画と比較すると2倍以上となっています。このような状況でも、市は建設費の高騰に関係なく、今後公共施設の建設を進めていく方針なのか伺う。また、これまで、どのような条件で建設を取りやめる判断を行うという議論を行ったかについても併せて伺う。さらに、その場合、建設費の総額や単価が幾らに達した場合に中止と判断するといった具体的な基準を持っているのか伺う。

6つ目の質問です。総合計画の数値目標について、期間内でどう考えるかとする市の姿勢には大きな問題がある。この状況に至ったのは、市職員が多忙により、本来必要な市場動向、他自治体の動向、長期的視点などについて十分検討する時間が確保できなかったことが一因だと考えています。この点を踏まえると、職員の負担軽減という観点を含めて、今後の計画策定に当たっては、外部の専門家であるコンサルティングに助言を委託し、客観的な視点から、将来を見据えた骨太の数値目標や方針を策定する必要があると考えるが、計画策定のために外部コンサルティングに助言を委託する意思があるか伺います。

# 不確定原稿

7つ目の質問です。私自身は、建設費の高騰が著しいこの現状を有事と考えています。そのような現状において、公共施設建設に関する全体像について、早急に議会への説明と、議論が行える場を設けることが必要である。また、自治基本条例の基本原則に従って、市民に丁寧に報告することも必要であり、市民説明会の開催や、市報を活用した周知が求められる。議会及び市民への説明を今後どのように進めていくのか、見解を伺います。

3つ目の大きな質問です。武蔵野プレイス——以下、プレイスとします——の運営上の問題について伺います。今年に入って、プレイスの運営について、3つの問題が確認されました。問題の1つはプレイスのカフェ運営についてです。カフェは利用者の居場所を提供する点で意義があるというふうに考えています。しかし、カフェ運営会社が市に支払う管理手数料——以下、賃料としますが——いわゆる賃料ですが、売上げに連動する仕組みになっているようですが、カフェに申告された売上げデータの確認にとどまっていて、法令に従って作成された税務申告書や決算書のような確たるデータとの照合は行っていないという話を聞いています。

1つ目の質問です。プレイス内にあるカフェ運営会社との契約内容、契約期間、更新見直し、賃料の決定などについて、及びカフェの面積、管理手数料——いわゆる賃料、その平米単価を伺う。また、同様の契約形態を採用している施設があるか伺う。

2つ目の質問です。プレイスのカフェの売上げ確認をどのように行っているのか、カフェ運営会社が報告する売上げが、カフェ運営会社が法令に基づいて作成した決算書や税務申告書に整合的であると確認したのか伺う。

3つ目の質問です。プレイスの開館以来、令和6年度までに委託費として支払われた総額を伺います。次に、確認された質問です。上述したカフェ運営について必要と思われる情報について、私は情報開示請求をいたしました。しかし突然、カフェ運営会社の方から、直接説明したいという趣旨の連絡がありました。私は、情報公開したことについて誰にも話をしておりませんでした。

4つ目の質問です。私がカフェ運営会社の契約等について情報開示請求したことを、プレイスの関係者が運営会社の方に伝えた事実はあるのか伺う。その場合、なぜそのような事態に至ったのか伺う。また、法令、ガバナンス上の問題がないのか伺う。

最後の問題は、設計事務所のギャラリー利用についてです。これまで皆さん御存じのとおり、建築会社、設計会社のギャラリー利用は営利目的のおそれがあるというところがあり、その利用についての問題意識を市に訴え、市からは、営利目的と考えられる利用のないように制限するという説明を受けたところです。しかし、説明を受けた後、今年6月14日、15日に、設計事務所がギャラリー利用をしていた事実が判明しています。その場に居合わせました。説明と実態が異なっており、プレイスのガバナンスの在り方に強い問題意識を持っているところです。

5つ目の質問です。なぜ今年6月14日及び15日に、営利目的のおそれがある設計事務所がプレイスのギャラリーを利用するに至ったのか伺う。法令上、ガバナンス上の問題はないか伺います。

6つ目の質問です。プレイスには多額の税金が投入されていますが、私から見ると運営上の問題が多く確認されています。次回のプレイスの指定管理者選定に当たっては公募すべきと考えますが、見解を伺います。

# 不確定原稿

7つ目の質問です。プレイスにおいて、市民目線に立った効果的・効率的なサービス提供と、適切なガバナンスに基づく運営が確保されるよう、業務の精査を外部コンサルティングに委託し、助言を受けるべきだと考えますが、見解を伺います。

4つ目の大きな質問は、地区サポート事業についてです。先日、総務委員会における商店会の関係者の意見交換の中で、中央地区の方から地区サポート事業の補助制度に関する意見が寄せられました。同制度は、担い手不足を主因とした商店会が解散に追い込まれそうになる中、商店会活動の継続に必要な事務負担を軽減し、活性化に結びつけるための費用として活用されてきました。私は個人的に、この制度の有効性を評価しているところです。同制度の仕組みは、補助金の上限を300万円、補助率を3分の2としており、300万円の補助金を得るためにには150万円もの金額を商店会側で負担する必要があるということになっています。問題は、商店会がこの150万円を捻出することが極めて難しく、現状、地域のイベントの開催を縮小しなければ捻出できない、このようなおそれが生じているというところです。確かにお話を聞きますと、商店会にとって相当な重荷があることは容易に想像できたというところです。

1つ目の質問です。一般的に、補助率が10分の10となる事業はどのような事業か、特徴とともに伺います。

2つ目の質問です。地区サポート事業の補助制度における補助率は現在3分の2であり、補助金300万円を得るためにには150万円の負担が必要となっています。市の経済活性化を目的に、商店会が今後も継続的な活動をするためには、現在の3分の2の補助率を引き上げるのが妥当だと考えますが、その見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願いします。

○市長（小美濃安弘君） 小林まさよし議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、まず大きな1点目の3点目、学校改築事業の周知についてのお尋ねです。市長・教育長会議で、審議会の進捗について適宜報告を受けております。地域で説明をする際には、しっかりと時間を取って説明し、意見をもらうよう伝えており、今後は第4回審議会に向けて、3駅圏の審議会進捗説明会を開催すると伺っているところでございます。今後も地域の意見を丁寧に聞き取った議論を進めよう、教育委員会にはお願いをしているところでございます。

続きまして、大きな2点目の1、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画の位置づけと重要性についての御質問です。総合管理計画は長期計画の下位計画として位置づけられ、市民サービスを向上させるため、長期計画に基づき計画的に配置してきた公共施設等に関する重要な計画であると考えております。

次に、2点目です。令和4年3月以降に概算工事費または実工事費が30億円以上となった公共施設の新築、増改築または大規模改修を対象として、建築費総額と平米単価についての御質問です。7件ございます。まず第五中学校の改築は、1期工事が完了した令和7年3月までの工事費決算額で47億836万円、平米単価は52万1,000円です。次に、第一中学校の改築は、令和5年9月に本契約し、現在工事が進んでおり、1期工事の契約額は55億7,331万円、平米単価は60万2,000円です。なお、第五中学校、第一中学校の改築事業については、今後2期工事でプール棟や外構、グラウンド整備が予定されております。次に、第五小学校の改築は、令和6年3月の基本設計での概算額で71億8,106万円、平米単価は69万4,000円です。次に、井之頭小学校の改築は、令和6年3月の基本設計での概算額で73億706万円、平

# 不確定原稿

米単価は69万3,000円です。次に、総合体育館の大規模改修は、令和6年12月に報告いたしました基本設計案の工事費が58億7,000万円、平米単価は40万円です。次に、保健センター増築複合施設整備事業は、令和7年5月に報告いたしましたが、工事費が増築と大規模改修合わせて58億5,000万円、平米単価は74万1,000円です。最後に、武蔵野公会堂の改修は、今回の第4回定例会において議案提出いたしました補正予算額が35億2,800万円、平米単価は138万1,000円です。

次に、（3）現状認識についての御質問です。有事と表現するかは別として、既に公共施設等の大更新期を迎えておりますが、建築費の高騰など、現在の課題には楽観視することなく、適切に対応する必要があると考えております。

続きまして、（4）の優先順位についてでございます。先ほどお答えいたしました7施設は、更新や大規模改修が必要な時期を迎えたものであり、それ以外の施設に比べて優先度が高いものです。また、その中ではいずれも必要性が高く、差がつけられないというものでございます。

次に、（5）今後の進め方についての御質問です。建築費の高騰に限らず、入札不調など、必ずしも計画どおりに進むとは限っておりません。あらかじめ建設を取りやめる条件を置くことはしておりますが、計画策定後の事象には、その影響を冷静に見極め、特に足元の財政状況や長期見通しを踏まえて総合的に判断をしてまいります。

続きまして、6点目です。計画策定と外部コンサルティングについての御質問です。来年度、第2期の総合管理計画の時点修正を予定しております。必要に応じて専門家の助言を参考にしていきたいと考えております。

続きまして、（7）議会及び市民への説明についての御質問です。来年度は時点修正として第2期総合管理計画の延長計画を策定いたします。議会には今年度中に、計画策定に向けたローリングや単価についての考え方などについて行政報告をする予定になっております。計画策定に当たっては、自治基本条例に基づき、適切に説明をしてまいります。

続きまして、大きな4点目の（1）一般的に補助率が10分の10となる事業とその特徴についての御質問です。補助金等は、地方自治法にも規定されているように、地方自治体が公益上の必要性を認めた場合に、市民や団体が実施する事業等に対して行う財政的支援であり、政策目的を効率的に達成するための有効な手段の一つであります。補助金等には、長期にわたるもの、単年度のみのもの、多額のもの、少額のもの、団体の運営に関わるもの、事業に対するものなど、様々な性格のものが混在しておりますので、一律に御説明できるものではありませんが、一般社団法人大蔵財務協会発行の「補助金等適正化法講義」によりますと、補助金の対象となる事務または事業に要する経費の全額が交付されることは、補助金等の性格上、一般には考えられないものであって、その経費の一定割合により補助金等として交付されるのが通常であるとされております。また、同書では、補助率は、補助金等の交付の対象となる事務または事業の性格により、またその補助制度の創設されたときの社会情勢等により種々の割合となっていますが、一般的に、補助金等の交付の対象となる事務または事業の性格が国にとって、すなわち国民にとって重要なものほど補助率が高いということができるとの記載がされているところでございます。

次に、2番目です。地区サポート事業の補助率に関する御質問です。これまで商店会等への様々な

# 不確定原稿

補助メニューの中で、補助率の異なる支援を実施しております。本事業は、昨今の商店会や商店会連合会の課題を踏まえ、柔軟に対応し、必要な支援を行うことを意図し、令和5年度よりスタートしたもので、現在もなお有効に活用されているものと認識しております。折しも今年度、市商店会連合会からは、この地区サポート事業の補助率見直しについて御要望いただいているところであり、補助の在り方について現在検討を行っております。なお、具体的な補助率等については現在検討中であることから、申し上げることは控えたいと思っております。

他の質問に関しては教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは大きな1点目、未来における教育を見据えた学校改築事業についての御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1の（1）でございます。審議会における説明や議論についてのお尋ねですが、これまで3回の審議会を開催し、小・中学校の適正規模につきましては、子どもの学びを第一に御審議をいただき、審議会としては1校12から18学級にまとまりました。未来の校舎の在り方につきましては、学校教育だけではなくて、防災や防犯、地域との連携といった視点で、様々な御提案がございました。

続きまして、1の（2）です。改築事業の周知についてのお尋ねですが、令和2年3月に第一期学校施設整備基本計画を作成した後、各学校の個別改築に着手しました。個別校の改築に際しましては、改築懇談会を設置し、地域住民等関係者の意見を聞きながら改築事業を進めております。第二期計画につきましては、現在、動画やリーフレット等を利用し、広報、周知を進めてきております。第2回の審議会の後には、市内6か所の中学校区で審議会進捗状況の説明会を開催いたしました。

続きまして、1の（4）でございます。全市的なアンケートの実施についてのお尋ねです。子どもの学びを第一に、全市的な視点から、中学校の適正な数や、未来における教育を見据えた校舎の在り方について、現在、建築面や財政面など様々な観点も含めて御審議いただいているところでございます。これにつきましては、来年3月には中間のまとめがまとまり、それに対してパブリックコメントを募集していく予定でございます。

続きまして、2の（3）です。建築費が高騰している中の学校改築についてのお尋ねですが、このような状況にあっても、何よりも未来の担い手である子どもたちの学びを保障することが責務であると考えているため、こうした視点を大切にして審議をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、3番の、今度はプレイスです。3の（1）武蔵野プレイス内にあるカフェに関する御質問をいただきました。武蔵野プレイスの利用者に対して快適で良質な飲食サービスを提供することを目的に、武蔵野プレイスの指定管理期間に合わせて飲食施設業務委託を締結しております。契約書の契約期間は、事業団の会計年度に合わせており、毎年契約書を更新しております。契約解除の要件としましては、管理手数料その他債務の支払いを3か月以上怠ったとき、もしくは正当な理由なく10日以上営業しないときなどが契約書に記載しております。

カフェ部分の延べ床面積は約105平米となっており、管理手数料として、基本手数料月額17万円に加え、1か月の売上高が130万円を超えた場合、超過売上額の7%を加算手数料として事業者が支払うこととなっております。令和6年度の管理手数料の実績としては、総額が約428万4,000円で、平均月額は35万7,000円でございます。同様の契約形態の施設としては、吉祥寺シアターなどがございます。

# 不確定原稿

続いて、3の（2）です。カフェの売上げ確認に関する御質問です。カフェの売上金額につきましては、レジの売上記録とともに、翌月5日までにプレイスが定める様式により報告を受けていると聞いております。事業者の税務申告の内容等も確認しているとの報告を受けております。

続きまして、3の（3）プレイスへの委託料についての御質問です。プレイスの開館以来、令和6年度までに支払った指定管理委託料の総額は、14年間で約70億円でございます。

続きまして、3の（4）情報開示請求についてお答えいたします。情報開示請求の対応に際して、開示請求者の氏名を伝えず、事業者への開示内容の確認を行ったと聞いております。結果として開示請求者が特定されたということは、これは問題があると考えております。事業団に対して、改めて法令遵守についての指導を徹底いたしたいと思います。

続きまして、3の（5）プレイスギャラリーの使用についてお答え申し上げます。以前より小林議員より御指摘があったため、当該の事業者には、展示の趣旨内容についてヒアリングをし、営利目的ではないことを確認した上で使用を許可したと聞いております。しかしながら、実際に6月の使用に際し、営利目的と疑われるような内容があったため、使用後、再度当該事業者にヒアリングをし、6月以降の使用申請については受け付けないことにしたと聞いております。今後も使用ルールに沿っていない団体については使用許可をしないように、事業団に対して指導を徹底してまいります。

続いて、3の（6）です。プレイスの指定管理者に関する御質問です。武蔵野プレイスについては、市で定めた指定管理者制度に関する基本方針に基づき、市の政策を実現するための拠点となる施設で、その施設において事業を実施する主体に対して市が関与することが必要である施設として、非公募で武蔵野文化生涯学習事業団を指定管理者として選定している状況でございます。武蔵野文化生涯学習事業団は、プレイス開館時から指定管理者として、公の施設のモニタリング評価におきましても例年、期待を上回るA評価以上を得ており、職責を十分に果たしているものと認識しております。運営上の課題が発生した場合には、今後も連絡を緊密に取りながら、指導を徹底してまいります。次回、令和12年度からを期間とする新たな基本方針を定めるに当たっては、市で指定管理の対象施設、指定管理者の選定方法などについて、改めて検討するものと認識しております。

続きまして、3の（7）です。プレイスの業務精査の外部委託についてお答えいたします。指定管理者である武蔵野文化生涯学習事業団に対しては、毎年、公の施設のモニタリングにおいて、外部有識者を含む評価委員会による意見を踏まえた評価を受けており、先ほど申し上げたとおり、開館以来、期待を上回るA以上という評価を得ております。今後もモニタリングによる高評価を継続できるよう、適切なガバナンスに基づく運営が確保されるように、課題意識を持ちながら指導監督を行ってまいります。

以上でございます。

○9 番（小林まさよし君） 御答弁ありがとうございました。それでは、まず学校改築事業から始めさせていただきたいと思います。大きな質問の1つ目でした。

これについては、もう既に多くの議員が問題意識を持っているとして言及しています。やはり特に問題なのは周知、この点だと考えております。この点について今後、市民にいかにしていくのか、これが極めて重要だと。その中で、先ほどちょっと壇上でお話ししたのですけども、この点についてどう考えるかお伺いしたいと思います。改めて全市的に市報の活用をするのかどうか、アンケートの実施をする

# 不確定原稿

のかどうか、保護者、児童に対して、未来の学校を考えるというような市民科での授業、宿題をお願いするようなことをするのかしないのか、青少協への周知を依頼するのか、5つ目が連絡帳の活用、そのほかにもあると思うのですけれども、この5つが私が思いついた手段です。この点を含めてどのように対応していくのかというのを、見解を伺いたいと思います。時間の関係で、これはもうこの質問で終わります。

次は、4つ目の質問の地区サポート事業についてです。こちらについては、なかなか補助率10分の10というのは難しいようなところもあるのかなと思うのですけれども、やはり武蔵野市は吉祥寺という商業地を有するということで魅力的と言われ、全国トップ水準の市税収入を得ているという自治体です。それに対して商工費はどれだけあるのかというと、2%程度と、まだ十分ではないというような認識です。市の対応として、この点については前向きに対応していただきたいというところをお伝えしたところですが、この点も含めて、改めて市の対応として、今後の武蔵野市の活性化に向けて取り組む意思、こういった点について意気込み、市長のほうからお知らせいただければと思います。

以上、まずよろしくお願ひます。

○市 長（小美濃安弘君） 私からは、地区サポート事業の件、もしくは補助率の件についてお答えをさせていただきたいと思います。

地区サポート事業というのは、商店会連合会から切に要望があった事業でございます。やはり商店会の会長に全ての役が回ってきてしまっていて、なかなか会長の負担が大き過ぎるということで、会長が担っていた事務作業などみたいなところを外部に委託というか、その辺をフォローしてくれる制度ができるのかということで地区サポート事業ができました。これは新しい制度でもございますので、様子を見ながら今運営させていただいているところでございます。答弁の中にもありましたが、地区サポート事業につきましては現在検討中でありますので、次の答弁にも関わってくるので、10分の10というのは今のところ考えておりませんが、商店会とよく打合せをしていきたいと思っております。

10分の10というのは、これはある意味、各団体の独立性に阻害も与えてしまわないだろうかというのが実はあるのです、議論の中には。よく言われるのは、昨日も街路灯の質問がありましたが、街路灯の電気代、この補助率を極力今上げているところでございます。というのは、この街路灯が原因で商店会の解散もできないような状況になっているという、そういうことから、せめて電気代に関しては、これは市としても防犯にも役立ちますし、市のぎわいにも役立っておりますし、また市の関係のフラッグなどもつけさせていただいているところもありますので、これは公益性があるということで、極力補助率を高めているところですが、商店会の中では、逆に10分の10はあり得ないだろうという商店会長の方もいらっしゃいます。それは独立性の観点から、これはあり得ないだろうと、まだ商店会の中の全体の合意とも思っておりませんので、こういったところも踏まえて、これからもしっかりと補助率に関しましては議論し、適正な補助をしていきたいと、このように思っています。

○教育長（吉原 健君） 学校改築に係るいわゆる周知のことについて、これまで複数の議員から、周知が十分ではないのではないか、またさらに丁寧にという御指摘をいただきました。先ほど小林議員からも具体的な周知の方法について幾つか御意見、御指摘をいただきましたので、そのことも踏まえて今後、より効果的な周知の在り方について事務局内部で検討いたしたいというふうに思っております。

# 不確定原稿

基本的には、審議会の審議状況です。先ほども御答弁しましたが、公平性や公正性、客觀性をきちんと確保した上で、正確な説明、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9 番（小林まさよし君） 御答弁ありがとうございました。地区サポート事業のほうについて、本当にそうです。必要なものだと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただけたらというお願い。それと学校改築事業についても、提案したところについて御検討いただけるということでありましたので、これに限らず様々な観点から周知、どうやってリーチするのかということを考えて対応してもらえばと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、大きな2つ目の質問の公共施設について伺いたいと思います。答弁のところでは、個人的にはちょっと残念な思いをしたのがあります。一つは、有事というようには言えないというところです。これは僕、本当に有事と言っていいと思います。先ほど公共施設の単価をお知らせいただきましたけども、五中が52万円から行って、今138万円というのが一番最後まで、だんだん高くなっています。それと学校改築事業においても4割上がって、財政面でも考えなければいけないのですよと言っているのに有事とも言えないのかというのは、僕はあり得ない、有事と言っていいと思っています。

さらにもう一つが、差がつけられないというような話がありました。それは設置義務のある学校改築事業は最優先です。せめてそれとそれ以外でも区別しなければいけないのではないかですか。その点についてまず1つ目、学校改築事業とその他の事業、僕はその中でも、保健センター増築部分は101.5万円です。そして公会堂、138万円とありました。これ、138万なんて、さっきおっしゃっていただいた五小、井之頭小69万円の倍ではないですか。その倍を払ってまで、しかも20年で取り壊すのです。こういうような施設に対して差がつけられないということはあり得るのか、強い疑問を持っています。御回答をお願いします。

2つ目の再質問です。先ほど申し上げた保健センターとか公会堂について、改築、これは本当に高過ぎるから見直したほうがいいのではないか、そのようなものが最近上がったという報告がありますよね、行政報告で。その前あるいはその後になって、見直したほうがいいのではないかと、そのような議論がなかったのでしょうか、伺いたいと思います。それが2つ目の質問です。

3つ目の質問です。先ほど申し上げたこれも公会堂の話なのですけども、小学校の2倍です。学校の単価の2倍の施設建設を、私は市民の方に向かって、これは本当に必要な施設というところだと胸張って、今少なくとも説明が十分できないのです、今までの説明では。僕は市民の人に、公会堂は学校の単価の2倍だけども、それは必要なのです、20年で取り壊すけど必要なのだというように胸張って言える説明、理由を教えてください。

以上3つお願ひします。

○市 長（小美濃安弘君） 有事か平時かどちらかという御質問ですよね。有事の定義は何ですか、平時の定義は何ですか。私は答弁で、有事という表現はどうかと思いますがということを前置きして御答弁させていただきました。小林議員は有事だと思っているかもしれません、有事の定義というのは、私とはひょっとすると違っているかもしれませんので、この公の場で有事であるとか平時であるとかと

# 不確定原稿

いうことを申し上げるのは適切ではないなというふうに思って、まずはそれが1点目です。

それと、学校は必須です。必ず建てなければいけない建物です。では、芸術とか文化とか健康福祉、これはやらなくていいのかという議論はないです。これもあって、学校も当然あって、両方ともこれは大切な公共施設です。なので、建築の年数や、また、主に年数ですけど、建築の年数が来て、そしてそのときに60年なら60年、そのときにまだ耐えられそうなら80年までもたせましょうと、こういうことが現在の武蔵野市の取決めでございますので、何が優先で何が優先でないかというのは、どちらかというと建築の年度かなというふうに思っております。そういう意味では、今優先度が高いのは、比較的建築年度がたっているもの、もしくは設備が、保健センターなんかはもう今にも水漏れしてもおかしくないという状態でございますので、この施設が要らないのかということであるならば、それはまたお考えが違う、私とは考えが違うなということでございますが、学校は学校で必須の施設ですから、これは造ります。しかし、文化や芸術、福祉、こういった施設も大事な公共施設だと思っております。

公会堂に関しては、先ほど来申し上げているのは、これは20年で壊すからどうのこうのという議論というよりは、総合的な判断ではないかなというふうに思っています。費用対効果の話というのは当然出てくる話ですので、現在まだ実施設計が行われている最中でありますので、これで最終的な見積りが出て、見積りというか設計費用が出てくるのではないかというふうに思っています。またそのときには総合的に判断すべきだなというふうには思っておりますが、そういうことでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○9 番（小林まさよし君） 御答弁ありがとうございます。御説明、有事については確かにおっしゃるところがあるというようにして、ただ、今説明いただいた中で、老朽化というところと財政面、やはり設置義務のある学校で財政面というところまでも言っておいて、財政面がなければまだ理解するのですけれども、この公会堂とか保健センターについて財政面の単価が2倍とかという状況で、それは総合的に本当に見合うものなのかというと、ちょっと私は今の説明では十分納得できていないというように考えています。むしろ例えば、これは質問させてもらいますけども、公会堂については延命化や地震対策、最低限必要な再整備、これは必要です。これをしないでくれというわけではないです。会議室機能とか今のプランを大きく変えて撤廃、会議室機能をもしかしたらなくすとか、その上で、そういう機能は本町コミセン、併設される施設があると思います。そういうところに集約する。例えば、今この35億、これを10億程度減らして、その分を子どもの教育環境改善、物価高騰対策、ハードではなくソフトによる健康増進やにぎわいの活性化、こういったものに推進するというのが、やはり総合的に僕はいいと思います。この点についての御見解を伺いたいと思います。

もう一つ、2つ目のこの場での再質問をさせてもらいます。多くの自治体で公共施設の再整備を白紙撤回しているという状況にあります。武蔵野市でも市長が公共施設の再整備について、様々環境変化で計画や議案を撤回、修正が必要だと判断した場合、今言った案件に限らず、撤回や修正が可能か伺いたいと思います。

もう一つ質問です。建設費高騰、この現状を踏まえて市は、私とすると、保健センターや公会堂について計画を見直す、こういった必要性、あるいは少なくとも検討する必要性、こういったものがあるのですけれども、そういう考え方があるのかどうか伺いたいと思います。

# 不確定原稿

4つ目の再質問は、自治基本条例に従って、先ほど議会への説明はいたいたいのですけども、市民の方にもしっかり説明してほしいのです、それは費用の面も含めて。これだけかかるけれども、これは建てるのが必要なのだと、さっき説明いただいたようなことを市報できっちりと説明していただきたいと思うのですけれども、その点について御回答お願いします。

○市長（小美濃安弘君） 当然財政面は考えていかなければなりません。だから長期シミュレーション、また長期計画をつくるときには財政計画を立てるわけでありまして、財政面を全く考えていないということはまずあり得ないです。平米単価というのは、違う趣旨の建物を平米単価で比べるのはあまり意味のないことではないかなと思っていて、例えば同じ規模の住宅で平米単価で比べる、これはあり得る話なのです。ただ、公会堂の場合は特に、決して大きな建物ではありません。床面積が小さくなれば、それは当然平米単価は高くなるのです。また、保健センターなんかも、もう一つ平米単価が高くなる理由は、設備です。給排水設備が多いと、当然平米単価は高くなるのです。

なので、学校と、例えば保健センターを比べて平米単価が違い過ぎるではないかというのは、私は建築に携わった人間ですけども、あまりぴんとこない、自分の中ではぴんとこないお話です。なので、やはり設計というのはそれぞれございますので、特徴がございますので、これは自治体をまたいでも、自治体の考え方で、以前も違う自治体の保健センターがこんなに安いのだというお話もございましたけども、今回の保健センターは、ある意味、使いながら増築をするという特殊な手法を取ってありますので、この特殊な手法の在り方も当然平米単価に入ってくるわけです。なので、単純に比べられるものではないかなというふうに思っております。

公会堂の検討の必要性はないのかという話ですけど、先ほども御答弁しましたけども、実質的に、最終的に実施設計が上がって、最終的な見積りが出てきたときに、当然検討します。全くしないとは今までも1回も言っていませんし、当然します。では市報等で説明するのかというの、市報に限ったことではないですが、市民に説明するのも当然のことです。なので、説明の仕方というのはいろいろあると思いますが、市報も含めて、様々な媒体を使って市民説明もしていきたいと思っています。

○9番（小林まさよし君） 御答弁ありがとうございました。時間がないので次の質問に行きますが、この公会堂について、私自身はまだ十分納得していません。また総務委員会があるので、そこでやりたいと思いますけれども、今後、市にも本当に、今、見直しする、検討することとかお話ししたいたいので、そういうところはしっかりとゼロベース、白紙撤回ということもあり得るのではないかということも含めて検討していただきたいということは、強く要望させていただきたいと思います。

プレイスについて行きたいと思います。これ、僕の認識と違うのです。まず決算書について内容を確認しているとあったのですけど、僕は数字を確認しているのか、データの整合性を確認しているのかと言ったので、そういうことを確認したいと思っています。その点について正確な情報を教えてください。使用許可を出したというのですけれども、これ、使用許可を出した、何か間違って出してしまったみたいな、そんなことも聞いたことがあるのですけども、ちょっと分からぬんですけども、これは本当に僕は問題だったと思います、この14、15日の利用とか。この点について、今後指摘していくとか指導していくという話があったので、ここはしっかりとお願いします。それと、プレイスは、僕は公募をしっかりと進めるよう検討いただきたいということと、外部コンサルティング、モニタリングしているということ

# 不確定原稿

なのですが、もっと別な形でやってほしい。これは要望させていただきます。

その上で、カフェの運用についてなのですけれども、このカフェの運用、14年間ほぼ随意契約だったわけです、単年度契約で。これでいいのかという話があるわけです、公平性であったり透明性であったり市民サービスの向上という観点から。さらに14年間で変わっていって、今の単価、35万円平均と言いましたけれども、平米単価3万5,000円で、大体1万円ですよね、坪単価。これ直近、インターネットで見たら、駅から5分のところ、ちょっと離れたところですけども、それで坪単価2万円でした。明らかに安いとも言えると思います。これはいろいろな形でやって、公募したら、またいろいろな違いもあると思うのです。そういう観点から、やはりこのカフェの運用について、早急に公募するという形、その結果、今の運営カフェ会社が入るならそれでもいいと思いますけど、様々な形で公正、透明性、そして市民サービスの向上という観点から公募による募集をする必要があると思うのですけれども、いかがお考えか見解を伺いたいと思います。

○教育長（吉原 健君）　　ただいまいただいたプレイスに関する御質問等につきましては、教育部長より答弁いたします。

○教育部長（真柳雄飛君）　　大きく3点御質問いただいたと思っております。まず、実際の売上げと事業者の決算の確認のところです。これは議員からも御指摘があったというところが背景にあるのだと思いますけども、実際に税務署のほうに行って、データの整合をそれを受けやっているということで、それは確認をしております。

それから、6月の使用許可のところです。これもこの間、昨年来、議員よりギャラリーのところの使用については御指摘をいただきおりましたので、実際にそういう声があるということで事業者のほうにも、お呼びをして、お話をさせていただきました。そういう中で注意喚起をして、一度その間にも使用のほうのキャンセルを相手方から申し出たというところもあったのですが、また今回よく調べてみると、別の事業者からの申請があって、そこがどうも使用の許可ということで6月にしていたと。そこもまたすぐさまお呼びをして注意喚起をして、今後はということで、先ほど教育長のほうから答弁があったとおりの対応になっているということでございました。

最後にカフェのところです。14年間も同じ事業者という話でございました。これについても事業団側とは課題意識を共有しております。次期指定管理期間、今5年間ということで事業団のほうにお願いしておりますので、事業者もそれに合わせた投資をしておりますので、その指定管理期間に合わせた形で次期はプロポーザルの実施を検討しているということで事業団のほうからは聞いております。

以上です。

○9 番（小林まさよし君）　　先ほどの売上げのところは、私、情報開示するので、それが整合的であったというデータを準備しておいてください。お願いします。

2つ目が業務の精査を、しっかりと見直しをお願いして、改善を図っていただきたいというところをお願いしたいと思います。

もう一つ、5年置きなのかどうか分からないですけど、そもそも契約が単年度なのです。これがそもそもおかしいと思うのですけど、単年度でできるのだから、早くやってください。5年とか何とか、そんなの関係ないです。一日も早くやることが市民サービスの向上につながると私は思っています。よろ

# 不確定原稿

しくお願いします。

以上です。

---

○議長（木崎剛君） 次に、健康保険証の扱い、トランプ米大統領の核実験再開表明、生活保護費の削減問題等について、19番橋本しげき議員。

（19番 橋本しげき君 登壇）（拍手）

○19番（橋本しげき君） 日本共産党の橋本しげきでございます。今回の一般質問、私は、健康保険証の扱いについて、トランプ米大統領の核実験再開表明について、生活保護費の削減問題について、差別と分断を許さない社会をつくるために過去の歴史の教訓を生かすことについて、と題して、大きく4点の質問をいたします。

最初に一言、高市新政権の危険な動きについて指摘せざるを得ません。高市政権は、トランプ米大統領に言われるがままのGDP比3.5%への大軍拡、医療費の4兆円切捨て、さらなる長時間労働の押しつけ、台湾有事発言など、戦後最悪の危険な政権としての姿をあらわにし始めました。加えて、緊急の危険性が表れているのが衆議院の定数削減です。比例代表20、小選挙区25を削減し、衆議院の定数を465から420に、一気に45も減らそうというものです。12月3日に明らかになった衆議院比例定数削減法案の要綱には、一般的に法律の第1条に盛り込まれている目的規定がありません。つまり、立法事実がありません。削減の理由が示せないということは、法の論理として最初から破綻しています。また、プログラム法として、法の公布後1年が経過すれば、結論が出ていなくても定数を自動削減するという枠組みを設けています。およそまともな法律のていをなしておりません。

比例定数の削減は、多様な民意を切り捨て、国民から国会をさらに遠ざけることになります。既に日本の人口当たりの国会議員定数は、経済協力開発機構（OECD）加盟国38か国中、下から3番目と少なくなっています。これ以上議員定数を減らす根拠はありません。今すべきは、企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止です。日本共産党は、ファッショ的で反国民的な企てを決して許さないため、広範な国民と共に頑張り抜く決意でございます。

それでは、質問に入ります。まず、大きな1つ目に健康保険証の扱いについてです。

健康保険証は、国民皆保険制度が成立した1960年代から、いつでも誰でもどこでも安心して医療を受けられる身分証明書として国民に親しまれてきました。一方、財界が要求するマイナンバーカードの普及を狙う政府は、2022年10月、医療現場の意見も聞かずに、突如として保険証の廃止とマイナ保険証への事実上の一本化を表明しました。しかし、様々な個人情報をひもづけし、情報漏えいの危険性もあるマイナンバーカードへの国民や医療関係者の不安や不信も強く、厳しい批判を浴びています。医療機関では現在でも、マイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが続出しています。全国保険医団体連合会は10月から11月に、マイナ保険証のトラブル調査を実施し、全国の9,580医療機関から回答がありました。7割の医療機関でマイナ保険証による資格確認でトラブルが発生し、その内容や状況が改善するどころか、新たなトラブルが増えるなど、混乱する医療現場の実態が明らかになっています。

有効期限が切れた後期高齢者医療や国保の患者の中には、期限切れの保険証を捨てるなどし、保険証を持たずに受診する人が増えたといいます。調査では、患者に一旦10割負担を求める対応をする件数が

# 不確定原稿

3,400件以上に上り、大幅に増加しています。医療現場から寄せられた声によると、トラブルが多く、そのたびに対応しなくてはいけない時間と労力が多過ぎる。患者にマイナ保険証の知識が浸透していないため、いろいろ説明させられる。現場に丸投げという印象しかないとか、不具合が起きると事務——事務というのは受付です——が滞って、予約どおりに診療が進みにくくなるなどの声が上がっています。また、患者の負担に關係しては、障害や年配の方で腕の不自由な方は画面操作が行えないとか、マイナ保険証の読み取り機が医療機関によって異なり、操作方法が違うので困るというクレームあり、などの声も上がっています。

マイナンバー制度をめぐり、政府による個人情報のずさんな管理も明らかになったことから、国民の不信は根強く、マイナ保険証の利用率は37.14%と低調です。また、マイナ保険証を持っていない人への対応が必要となり、政府は資格確認書を申請がなくても交付する方針への転換を余儀なくされました。さらに厚生労働省は、今年6月、マイナ保険証の登録の有無に関わらず、国保加入者に期限切れの保険証の使用を認める方針を出しました。8月には後期高齢者医療制度の加入者にも同様の対応を取るよう呼びかけました。続けて厚生労働省は11月12日、従来の健康保険証が廃止された後も、全ての公的医療保険制度——社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度——に加入している人が医療を受けられるようにする対応を求める事務連絡を全国の医療団体宛てに出しました。この事務連絡は、患者が期限切れの保険証や資格情報のお知らせのみを医療機関の窓口に持参した場合でも、医療費を全額負担とせず、通常の負担割合で受診可能とするよう求めています。この措置は来年3月末までの暫定的な対応です。

こうした現状ですから、従来は保険証1枚で保険診療が受けられたのに、現在は、期限切れの保険証の暫定的な運用も含めて、少なくとも9種類の証明書が混在する状態となっています。9種類の証明書とは、1、マイナンバーカード、これはマイナ保険証です。2、顔認証マイナンバーカード、これもマイナ保険証です。3、顔写真なしマイナンバーカード、これもマイナ保険証です。4、資格情報のお知らせ。5、資格確認書。6、マイナポータルのPDF。7、被保険者資格申立書。8、スマートフォン。9、従来の健康保険証の9つです。9種類もの証明書が混在する状態をつくり出したのは、政府によるデジタル化の押しつけが生み出した矛盾の結果です。事務手続が効率化するどころか、より複雑化して、混乱を巻き起こしているのです。取得が任意のマイナ保険証の強制を許さず、少なくとも従来の保険証の利用を来年4月以降も認めさせる運動が求められます。以上を踏まえて、健康保険証の扱いに関して以下質問いたします。

1点目の質問です。マイナンバーカードについてです。

- ①武蔵野市におけるマイナンバーカードの発行枚数と発行率、返納枚数について伺います。
- ②マイナンバーカードを発行した方のうち、保険証の機能を登録している方の数を伺います。
- ③実際に医療機関の窓口でマイナ保険証を利用している方の割合を伺います。

2点目の質問です。市のホームページによると、国保の場合、武蔵野市では今年7月下旬頃に、申請によらず資格確認書を送付するとされています。資格確認書は対象者に漏れなく送付されたのかどうか、市長の見解を伺います。

3点目の質問です。武蔵野市の国民健康保険証の有効期限は9月末でした。先ほど述べたように、今年6月に厚生労働省は、マイナ保険証の登録の有無に関わらず、国保加入者に期限切れの保険証の使用

# 不確定原稿

を認める方針を出していましたが、医療機関にこの方針がどれだけ徹底されていたのでしょうか。10月1日以降、医療機関や薬局などで患者との間で混乱は起らなかったのか、市長の見解を伺います。

4点目の質問です。前述のように、厚生労働省は11月12日、従来の健康保険証が廃止された後も全ての公的医療保険制度に加入している人が医療を受けられるようにする対応を求める事務連絡を全国の医療団体宛てに出しています。11月12日以降、医療機関や薬局などで患者との間で混乱は起こっていないか、市長の見解を伺います。

5点目の質問です。厚生労働省の11月12日の事務連絡が、医療機関にも市民にもきちんと徹底される必要があります。厚生労働省のホームページやチラシなどには、従来の健康保険証が廃止後も使えることについては一切記載がありません。政府は、健康保険証廃止という政策の間違いを認めて、従来の健康保険証が廃止後も使えることを周知すべきです。市としてもその立場で医療機関に働きかけたり、市民に対しても広報する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、大きな2つ目に、トランプ米大統領の核実験再開表明についてです。トランプ大統領は10月30日に、自分自身のSNSで、アメリカの核実験再開を戦争省——これは国防総省のことです——に指示したとする投稿を行いました。今、世界では、一方で核兵器使用の現実的な危険が生まれるとともに、他方では核兵器禁止条約が発効し、この条約を広げる国際的な努力が進められています。こうした下でアメリカが核実験を再開するならば、世界平和への深刻な脅威となり、被爆者を先頭に、国際社会が懸命に取り組んでいる核兵器のない世界への努力に対する極めて重大な逆行となります。核実験の再開表明は、核不拡散条約（NPT）第6条が定める核保有国の核軍縮義務に真っ向から反するものです。日本共産党は綱領の中で、人類の死活に関わる核戦争の防止と核兵器の廃絶を明記している政党として、トランプ大統領に強く抗議し、核実験再開中止を強く求めます。

高市首相は、トランプ大統領の表明に対し、コメントを控えるとしました。この姿勢は、唯一の被爆国の首相として、あまりにも情けない卑屈なものです。さらに驚くべきことに、高市首相が2026年のノーベル平和賞候補にトランプ氏を推せんする意向を表明したことが報道されています。ガザ地区に対するジェノサイドを行うイスラエルを支援し、核実験再開へ暴走しようとしている政治家をノーベル平和賞候補に推せんするなどということは、およそあり得ない、信じ難い行為です。日本政府はトランプ大統領に対して、核実験再開方針の撤回を強く求めるべきではないでしょうか。

こうした情勢の下で、以下2点質問をいたします。

1点目の質問です。トランプ米大統領の核実験再開表明に対し、非核都市宣言を行っている武蔵野市の市長としてどのような見解を持っているか伺います。

2点目の質問です。小美濃市長は、2024年5月14日にアメリカがネバダ州の核実験場において臨界前核実験を行った際、21日付で在日アメリカ合衆国大使館特命全権大使宛てに抗議文を提出しています。これまでの歴代武蔵野市長も核実験等に対する抗議文を提出しています。邑上市長は朝鮮民主主義人民共和国の核実験に対して、2006年10月11日、2009年5月26日、2013年2月13日、2016年1月7日、同年9月9日、2017年9月4日にそれぞれ抗議文を提出しています。松下市長はアメリカの臨界前核実験に対して、2018年10月15日、2019年5月28日、2021年1月19日、2022年4月14日にそれぞれ抗議文を提出しています。2022年3月1日には、ロシアの核兵器使用示唆に対して抗議文を提出しています。トラン

# 不確定原稿

ブ米大統領が核実験再開を指示したことに対して、核実験が行われる前に核実験再開の中止を求めるべきであると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、大きな3つ目に生活保護費の削減問題についてです。

生活保護基準の大幅な引下げは憲法25条が定めた生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えた命のとりで裁判で、最高裁は6月27日、保護基準引下げを違法とする初の統一判断を示しました。この裁判は2014年から、全国29都道府県で1,000人以上が闘ってきました。この判決は、国の生活保護行政が、個人の尊厳を定めた憲法13条と、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定めた憲法25条1項、生活保護法3条を侵害し続けたことを厳しく断罪した画期的判決です。この判決では、厚生労働省が保護基準引下げで物価下落率を使ったデフレ調整には合理性がないと指摘しました。デフレ調整は社会保障審議会の生活保護基準部会などによる検討を経ておらず、専門的知見の裏づけを認められないとしました。その上で、厚生労働大臣の判断の過程、手続には過誤欠落があり、生活保護法違反だと認定しました。判決は国に対する損害賠償請求を棄却しました。しかし一方、宇賀裁判長は、利用者が最低基準を満たせない状態を9年以上にわたり強いられてきたとして、損害賠償を慰謝する必要性を指摘し、少なくとも1万円以上の請求を認めるべきだとしました。

今回違法と断罪された生活保護基準引下げは、2012年の衆院選での自民党の公約を、安倍政権が2013年から15年に3回に分けて実施したものです。平均6.5%、最大10%、年間削減額は670億円もの史上最大の削減となっています。違法な保護基準削減の被害は、原告以外の全国の受給世帯に及んでいます。保護費が減額された全ての受給者に対しても全面的な救済措置を取るべきです。なぜこのような違法行為が国によって行われたのかについても、原告も含めた当事者も参加する検証機関をつくって、徹底検証と再発防止を図ることが必要です。

日本共産党の山添拓参議院議員は、11月14日の参議院予算委員会で高市首相に対して、命のとりで裁判の原告に直接謝罪するよう求めましたが、高市首相は、被害者に直接謝罪するとは言明しませんでした。高市首相は、最高裁が違法と断罪した生活保護費削減を実行した当時、自民党の政務調査会長でした。しかし、山添拓参議院議員の質問に対して、政府判断として見直しを行ったと、無反省に答弁をするだけがありました。

その後、厚生労働省は11月21日、命のとりで裁判の最高裁判決への国の対応方針を決定しました。この内容ですが、2013年改定で、物価下落率4.78%に基づいて生活保護費を減額したわけですが、今度は基準を再改定して、この引下げの前に遡って、全生活保護利用者に対して改めて保護基準を2.49%減額するとしています。差額が生じるわけなのですが、この新方針、対応方針という改定によって生じる差額分の保護費は、利用者1世帯当たり、単身者当たり約10万円になり、これを支給するということです。約700人の原告には特別給付金としてさらに約10万円支給をすると、亡くなった方は除外をされます。こういう状況になっておりますので、こうした状況を踏まえ、以下幾つかの点について質問をいたします。

1点目の質問です。武藏野市など地方自治体に対して、この国の対応方針についての説明があったか、あったとしたらどのような説明があったのか、市長の見解を伺います。

2点目の質問です。今回の国の対応方針について、武藏野市においてどのような影響が考えられるか、

# 不確定原稿

市長の見解を伺います。

3点目の質問です。国の対応方針では、原告とその他の生活保護受給者との間に差別的な対応をすることになります。生活保護の全受給者に対して引下げ前との差額の全額補償を求めた原告の願いに背き、最高裁判決を軽視するものです。生活保護の全受給者に対して同様の対応をするよう国に求めるべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

4点目の質問です。国が決めたとする新たな対応方針は、最高裁が違法とした物価下落率を基に引き下げたデフレ調整で使った統計データを用いています。このやり方も最高裁判決を軽視するものです。方針の変更を求めるべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、大きな4つ目に、差別と分断を許さない社会をつくるために過去の歴史の教訓を生かすについてです。

私は9月8日に、差別と分断を許さない社会をつくることについて一般質問しました。この質問を行った背景としては、7月20日に投開票された参議院選挙で、差別と分断をあおる排外主義的、戦前回帰の極右政党が議席を伸ばしたことがありました。この政党の排外主義的な主張がメディアで意図的に取り上げられて、参議院選挙の争点がすり替えられていきました。また、他の幾つかの政党も排外主義になびいていくという状況も生まれて、政治全体の排外主義化、右傾化が起こりました。こうした動きに対して少なくないメディアが排外主義の危険性を告発するなど、前向きな動きが起きました。また、日本共産党は、排外主義勢力が掲げている主張の根拠には誤りがあることを事実をもって明らかにし、危険な潮流と正面から闘いました。そのことが共感を広げました。

現在、ヨーロッパで排外主義的な極右勢力が台頭していると言われております。ヨーロッパでは主に移民政策など、経済政策をめぐって対立が持ち込まれています。日本の排外主義の特徴は、ヨーロッパの排外主義とは違い、アジア人に対する蔑視感情が根底にあることが指摘されています。明治期以降、日本がアジア諸国へ侵略していく過程の中で、侵略を正当化するためにアジア人に対する日本人の優越性が説かれていました。例えば、福沢諭吉です。福沢諭吉は1872年に「学問のすすめ」を出版し、人間の平等を説いたとされています。「学問のすすめ」の冒頭の「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと言えり」という書き出しは非常に有名です。福沢諭吉はこのときは、人間の平等だけではなく、国家間の平等も述べていました。しかし、福沢諭吉はだんだん変質していきます。1875年には「文明論之概略」を出版し、文明による世界の序列化をはっきりと打ち出します。1885年には、朝鮮や中国への帝国主義的侵略を正当化する脱亜論を唱えました。福沢諭吉は同じ年に書いた新聞社説で、朝鮮や中国を「アジア東方の悪友」と見下したと言われております。福沢諭吉は当時の政府の最大の理論的指導者の一人でしたから、国民的に大きな影響を与えたでしょう。

その後、日本は1894年の日清戦争以降、アジア諸国への侵略の歴史を歩み始めました。戦争を進めるためには反戦の声を抑え込まなければなりませんから、国民が団結しないようにしなければなりません。ですから日本人の中に差別と分断が持ち込まれていくことになります。日本が行った侵略戦争に協力するために、次々と政党が解散して、大政翼賛会に合流しました。しかし日本共産党は、反戦平和を貫いたために、弾圧されました。戦争に協力しなければ非国民だという扱いを受ける、外国人の次は日本人に対して矛先が向く、これが歴史の教訓です。

# 不確定原稿

しかも、これは過去の話として終わらせるわけにはいきません。7月の参議院選挙の際、排外主義にとどまらず、女性を子どもを産むか産まないかで差別したり、高齢者を現役世代から差別して攻撃したりする言説が行われました。殺伐とした社会をつくることを黙って見ているわけにはまいりません。私は9月8日の一般質問の際に、再質問で、差別と分断を許さない社会をつくるために、日本人同士の中に差別と分断が持ち込まれたという歴史がある。こうした歴史の教訓をどう考えるかということで市長の見解を伺いました。しかし、市長から答弁がなく、別の答弁者から質問の趣旨を取り違えた答弁がありました。

そこで、改めてお聞きをいたします。差別と分断を許さない社会をつくるために、過去の歴史の教訓についてどう考えるのか、市長の見解を伺います。

以上、大きく4点について答弁を求めまして、壇上からの質問を終わります。

○市 長（小美濃安弘君） 橋本しげき議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の1点目の①です。マイナンバーカードの交付枚数等についてです。マイナンバーカードの交付枚数は、10月末時点では11万1,607枚、人口に対する保有枚数率は75.4%でございます。マイナンバーカード再交付時以外の返納枚数は、統計を取り始めた令和2年度から年度ごとにお答えしますと、令和2年度21枚、令和3年度19枚、令和4年度28枚、令和5年度49枚、令和6年度163枚、令和7年度10月末時点では120枚となっております。なお、これらの返納枚数は、自主的なカード返納だけではなく、死亡やカード失効等による返納などの枚数を含んでおります。

次に（1）の2番目、マイナ保険証の利用登録をしている被保険者数について、国民健康保険では10月末時点では1万4,398人、後期高齢者医療制度では8月末時点で1万1,450人です。

続きまして、マイナ保険証の利用率でございます。国民健康保険は9月時点で46.85%、後期高齢者医療制度は8月時点で28.57%です。

続きまして、1の（2）資格確認書につきましてでございます。本年6月末時点でマイナ保険証をお持ちでない方に対して、7月22日に発送いたしました。マイナ保険証をお持ちでない方というのは、マイナンバーカードを取得していない方のほか、マイナ保険証の利用登録をしていない方、マイナンバーカードの返納者や有効期限切れの方も含んでおり、これらの方々皆様へ、申請によらず資格確認書をお送りしています。

次に、1の（3）と（4）の質問は関連する内容ですので、まとめてお答えいたします。医療機関等と患者との間でのトラブルはお聞きをしていないところですが、今までの健康保険証と資格確認書が似ているために勘違いをなさる方がいらっしゃったり、高齢受給者証と資格確認書が一体化されたことに気がつかない方がいらっしゃると認識しております。

次に5点目です。医療機関への働きかけにつきましては、医療機関ごとの御判断や、様々状況が異なることから、現在のところ市からの再度の周知は予定しておりませんが、全ての方に安心して保険診療を受けていただけるよう対応してまいります。

次に、大きな質問の2の1点目です。トランプ米大統領の核実験再開表明に対しての見解でございますが、非核都市宣言を行っている自治体の市長として、核兵器の使用を示唆する発言がなされたことについては大変遺憾であるとともに、大きな危機感を抱いております。

# 不確定原稿

次に、質問の2の2点目です。トランプ米大統領が核実験再開を指示したことに対して、核実験再開の中止を求めるべきではないかという御質問ですが、今回のトランプ大統領のSNSの投稿については具体的な情報が把握できず、現時点では抗議は行っておりません。しかし、これまで本市では、世界連邦宣言都市及び非核都市宣言都市である武藏野市の市民を代表し、また平和首長会議の一員として、核実験のような地域や国際社会の平和と安全を著しく損なう行為に対し、抗議と遺憾の意を示してきたと認識しております。今後の動向を注視してまいります。

次に、大きな3点目の（1）です。生活保護に関する最高裁判決への国の対応方針についての御質問ですが、12月19日に自治体担当者向けの説明会が予定されておりますので、そこで説明を受けたいと思っております。

次に（2）です。この対応方針による当市への影響について、自治体はどのように対応するのかなど、まだ詳細が示されていないので、明確には答えられませんが、その実施には一定の事務負担などが発生するものと認識をしております。

次に3点目です。全受給者へ同様の対応をすべきとのことでございますが、本市といたしましては引き続き、生活保護制度の適切な運営に努めるとともに、その財源となる国庫負担金の確保と制度の安定性について、機会を捉えて国に意見具申していきたいと考えています。

次に（4）です。新たな国の対応方針についてですが、最高裁判決を踏まえた国的新たな対応方針は、法律、経済、福祉の専門的知見に基づく検討を行うために設置した専門委員会での議論を踏まえた結果であると認識しており、本市といたしましてはその変更を求めるとは考えておりません。

次に、大きな4点目です。差別と分断を許さない社会をつくるために、壇上で、9月8日の一般質問に対しましては失礼いたしました。質問が聞き取れなかつたので、ちょっと違う答弁になってしまったかもしれません、今日はしっかりと答弁させていただきたいと思います。

例えば、本市においては、記録があるわけではないのですが、関東大震災の混乱の中で、不確かな情報や人々の差別感情によって生じた過去の状況から、非常時においても冷静にお互いを尊重し、助け合わなければならないということを伝えていく必要を感じています。差別と分断が生じないよう、引き続き、平和啓発や人権啓発、多文化共生等の事業を通じ、お互いの違いを理解し、尊重することの大切さを伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（橋本しげき君） まず大きな1点目の健康保険証の扱いについてなのですが、国保の資格確認書が漏れなく送付されたのかと、7月22日に発送したということですが、これは、例えば市に返ってきたとか、何らかの事情で届かないで、そういう状況も含めてどれだけ行き渡ったのかということについての何か情報はありますか。それをお聞きしたいと思います。

それから、国が、厚生労働省が幾つかその後方針を出したことに関連して、医療機関や薬局で混乱が起こっていないのかということをお聞きしたのですけども、多分恐らく市の認識としては大きな混乱というのはそうないだろうという認識だと思うのですけども、実際に國の方針が、厚生労働省が出した方針がどれだけ現場に徹底されているのかというのは、私は疑問に思っているわけなのです。今、インフルエンザや風邪が非常にやっているのですが、私、11月に医療機関に行く機会があったのですけども、

# 不確定原稿

それで従来の健康保険証、これは期限がもう切れていきましたけども、窓口で出したら、マイナンバーカードありませんかとか、それから資格確認書ありませんかとか言ってくるわけです。それで、いや、この保険証は期限切れているけども使えるということで通知が行っているはずなのだと言ったら、やっとそうなって、次回は資格確認書を持ってきてくださいと、こういうわけです。その後、薬局へ行ったら、薬局でも同じような対応です。だから、どれだけ徹底されているのか、私が言って初めて対応するのだから。だから、これは市としてはきちんと、市もこれは保険者なのです、国保であれば。財政運営は都道府県に行ってしまったけれども、市は国民健康保険の保険者として、きちんとそれが適切に運用されるように責任持っているはずだと。だから市としても積極的に広報する必要があるわけです、医療機関なり、それから市民に対して。市のこうした責任についてどう考えているのかお聞きしたいと思います。それから、私がさっき言ったような医療機関や薬局での対応が現実にあるということについてどういうふうに考えるか、認識されるかをお聞きしたいと思います。

それから大きな2点目に、トランプ米大統領の核実験再開表明ですが、今後の動向を注視するという答弁ですけども、私、壇上でも言ったように、ロシアが、実際に核兵器は使っていないのだけれども、ウクライナに対する侵略をやった以降、核兵器の使用というものについて否定しないような発言をやったということに対して、まだ使われていないけども抗議声明を当時の市長は出したことがあるわけなので、今後のトランプ米大統領の動向を注視するというのもあるかもしれませんけども、しかし核実験がされる前のアクションというのはやはりあり得ると思うわけです、それを中止させるための。そういう認識は全く持っていないのかというのをお聞きしておきたいと思います。

それから、大きな3点目の生活保護費の削減問題です。これは、国の方針に対して物申すということはどうもしないようなのですが、12月19日に自治体担当者向けの説明会をやるということです。そのときに、一方的にただ説明を聞くだけではなくて、やはり現場の実態、それを踏まえた市としての意見というか、それを国に対して言うぐらいの態度をやはり私は持つべきだと思います、一方的な受け身ではなくて。ただ説明会に行くのではなくて、そういう市としての、やはり一定の考え方を持った上で国の対応というのに向かっていかないといけないと思うのですが、そういうことについてはどう思うかお聞きしたいと思います。

4番目も行きますけども、差別と分断を許さない社会をつくるための話なのですが、関東大震災のときの例を出されたのですけども、それはそれでそうだということですが、やはり日本の最大の大きな歴史的な問題というのは、日本が今年、戦後80年です。あの戦争に対して関わっていったという問題があるわけですから、それについて、やはり差別と分断という中でのあの歴史だったということについてどう思っているのかというのをお聞きしたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 保険証が市に返ってきたかどうかというのは担当からお答えをしたいと思います。

先ほど実例をお話しされて、御自身の実体験を交えて説明されて、そういうことはあったのだろうなというふうに想像はできます。やはり転換期はそういうことがあるだろうなと思っておりますので、その辺につきましては医師会ともよく情報共有しながら、また医療機関からも情報共有をしながら、やはり窓口で、特に高齢者の方が不安な状況になるというのはあまりいい状況ではないと思っておりますの

# 不確定原稿

で、しっかりと現状こういうことになっていますよという情報を皆さんと共通認識として持てるように、これは担当課からもしっかりと徹底をしたいと思っております。

次、核実験に関するものに関しては、確かにその前にやることもいいことではないかということは、それは同じ共通認識を持っておりますが、情報がまだはつきりと全て来ているわけではない、判明しているわけではないので、もう少しこれは注視をしたいなというふうに思っております。決して出さないと言っているわけではありませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。

あと生活保護については、12月19日に説明会があるということでございますので、現場の実態をぜひ伝えてほしいという御提案でございましたので、そのことにつきましては現実、今、部長も聞いておりますし、私のほうからもまた再度そのことについては、武藏野市の実態も折に触れて、伝える機会があれば伝えてほしいということを指示したいと思います。

4点目の戦後80年ということで、戦争はやはり、誰がいいとか誰が悪いとかという話がなかなか難しい話であるというのは前にも私、答弁させていただいたことがあると思うのですが、これはもう全ての人が不幸になるというものだと思っているのです。なので、その中で差別と分断があった、私は当時、その場面に接しておりませんので、あまり詳しいことは申し上げられませんけども、そこに差別と分断があったとしたならば、それは大変遺憾なことであると、このように思っています。

○保健医療担当部長（田中博徳君） 資格確認書の発送についてでございますけども、こちらにつきましては特定記録郵便、こちらのほうで出させていただいたのですが、おおむねですけども、150から200ぐらい戻ってきたというふうに聞いているところでございます。この戻ってきたものにつきましては、隨時改めて郵送させていただいたりですとか、窓口で手渡しをさせていただいているところでございまして、基本的には全ての方に届いているものというふうに認識をしているところでございます。

○19番（橋本しげき君） 健康保険証の件で、私、国保については市が保険者であるということを言いました。そういう立場から、やはりその責任感といいますか、主体的にというか、そういう立場で今回のいろいろな現状について積極的に動く必要があると思います。だから先ほどの最初の答弁だと、厚生労働省の11月12日の事務連絡が医療機関や市民に徹底される必要があるというふうに私が言ったときに、医療機関に対して改めて言うことはしないのだというような答弁だったのですが、保険者としての責任をきちんと果たしていただくという観点で明確な答弁をください。

○市長（小美濃安弘君） では、その辺につきましては担当部長よりお答えいたします。

○保健医療担当部長（田中博徳君） 国保の保険者として、やはり必要な方に必要な医療が受けられるような状況につきましては確保していくかなければいけないというふうに思っているところでございますので、議員からの御指摘も受けまして、先ほど市長からの答弁もありましたけども、引き続き医師会の先生方と協議をしながら、こういったことについてお伝えしていきたいと思っているところでございます。

○議長（木崎剛君） 以上をもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

○午後 2時41分 休憩

# 不確定原稿

〇午後 3時00分 再 開

○議長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第2 議案第81号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第5回））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務部長（樋川泰平君） ただいま議題となりました議案第81号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第5回））について御説明申し上げます。

提出議案の1ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。専決理由でございますが、障害者福祉センター改築工事が入札不調となつたため、再入札の実施に当たり、工期延長に伴う債務負担行為の期間変更に係る予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分いたしたものでございます。

3ページをお願いします。このたびの補正予算の内容は、第1条にありますとおり、債務負担行為の変更で、次の4ページにあります第1表債務負担行為補正に記載のとおり、限度額を変更するものではなく、入札不調に伴い、契約や工期が3か月ほど後ろにずれ込む見込みであることにより、令和9年度までの債務負担行為の期間設定を令和10年までに変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

○25番（川名ゆうじ君） 今説明をいただきましたが、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。専決処分というのは、議会としてはあまり受け入れ難いと思っています。ただ、必要である場合は必要だと思うのですけれども、要は今の御説明だと、建設費自体は変わらないけれども、工期を延ばすことによって入札が可能になったという理解なのですが、なぜそういうふうになったのかもう少し詳しく説明していただかないと、我々も市民に対する説明が難しくなりますので、詳細について御説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（山田 剛君） 今回の経緯、経過でございます。今回入札不調ということになったわけですが、我々としてはこの影響を——影響というのは主にセンターの御利用者に対する影響が一番大きいかなと思っていますが、その影響を最小限に抑えたいということ。それと今回、機械と電気設備工事については落札されておりますけれども、事業者にヒアリングしたところ、3か月程度でしたら契約締結を待っていただけるということもあって、我々としては令和8年第1回定例会に契約議案の上程

# 不確定原稿

を目指すということといたしました。

この間、各事業者にもヒアリングを実施しておりますが、いわゆる工事費の積算については、やはり最低でも1か月程度は欲しいというお話をございました。仮に令和7年第4回定例会での議決を待った場合、これは年末年始の休暇も入るということをございまして、やはり十分な事業者側の積算期間が確保できないということもあって、再び不調になるリスクが非常に大きくなるという可能性もございます。そういうことも含めまして、債務負担行為の限度額の変更が伴わないということから、今回、市長専決処分をさせていただいたというような経過でございます。

○議長（木崎剛君）　これにて質疑を終局したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君）　異議ないものと認め、質疑を終局いたします。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君）　異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第81号 専決処分の承認を求ることについて（令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第5回））、本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎剛君）　起立全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

○議長（木崎剛君）　次に、日程第3 議案第82号 武藏野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務部長（一ノ関秀人君）　ただいま議題となりました議案第82号 武藏野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、職員の年次有給休暇に係る取得単位の変更と、現行の小学校就学前までの子が対象の部分休業制度を拡充し、小学生までを対象とした子育て部分休暇の新設のほか、いわゆる育児・介護休業法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、提出議案の6ページをお願いいたします。

第8条第4項は、年次有給休暇の取得単位を、会計年度任用職員を除く職員については15分単位とすることができる旨の改正でございます。

第10条は、会計年度任用職員についてもボランティア休暇を適用するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第11条の2の2は、小学校就学前までの子が対象の部分休業を拡充することを目的とした新たな休暇制度として、子育て部分休暇を新設するもので、小学生の子のいる職員を対象とした子育て部分休暇を定めるものでございます。

第11条の3は、介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知、意向確認について定めたものでございます。

# 不確定原稿

9ページをお願いいたします。

第11条の4は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようするため、勤務環境の整備に関する措置を定めたものでございます。

付則でございますが、第1項は、施行期日を公布の日からとし、第8条の改正は令和8年1月1日から、第10条及び第11条の2の2の改正は令和8年4月1日からとすることを定めるものでございます。

第2項は、準備行為として、第1条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、条例施行期日前においても行うことができるとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第4 議案第83号 武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務部長（一ノ関秀人君） ただいま議題となりました議案第83号 武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行により、部分休業制度の選択肢が増えたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、提出議案の12ページをお願いいたします。

第1条は、育児休業法の改正により、項が増えたことに伴う字句の改正でございます。

第9条各項は、育児休業法第19条第2項第1号に基づく、1日につき2時間を超えない範囲内の休業を定めるものでございます。

14ページをお願いいたします。

第9条の2は、新たな選択肢となった育児休業法第19条第2項第2号に基づく休業を定めるものでございます。

第9条の3から、15ページの第9条の5までは、部分休業に関する期間や上限時間等について定めたものでございます。

16ページをお願いいたします。

第10条は、育児休業法の改正に伴う字句の改正でございます。

第11条は、部分休業の承認の取消事由について定めたものでございます。

第12条各項は、妊娠出産等の申出時と、子が3歳になる前の意向聴取等について定めたものでございます。

18ページをお願いいたします。

# 不確定原稿

付則でございますが、この条例の施行期日を令和8年4月1日からとし、第1条及び第12条の改正は公布の日からとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第5 議案第85号 武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○都市整備部長（大塚省人君） ただいま議題となりました議案第85号 武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたしますので、提出議案の32、33ページをお願いいたします。

別表の改正は、建築基準法施行令の改正による項ずれに伴い、字句の改正を行うものでございます。

付則でございますが、条例の施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第6 議案第86号 武藏野市一時保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（勝又隆二君） ただいま議題となりました議案第86号 武藏野市一時保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正項目について、新旧対照表にて御説明いたしますので、議案書36ページをお願いいたします。

第3条第1項第3号は、教育・保育給付認定に関する字句の改正でございます。

# 不確定原稿

付則は、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は文教委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第7 議案第87号 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（勝又隆二君） ただいま議題となりました議案第87号 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行による特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正項目について、新旧対照表にて御説明いたしますので、議案書の40ページをお願いいたします。

第2条は、項ずれによる字句の改正でございます。

第15条は、字句の削除でございます。

第24条は、教育・保育認定における字句の改正でございます。

第25条は、根拠法の改正に伴う字句の改正でございます。

付則ですが、この条例は公布の日から、ただし、第2条は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は文教委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第8 議案第88号 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（勝又隆二君） ただいま議題となりました議案第

# 不確定原稿

88号 武藏野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正項目について、新旧対照表にて御説明いたしますので、議案書の44ページをお願いいたします。

第12条は、根拠法改正に伴う字句の改正でございます。

第17条は、乳児等の健康診査の内容が保育所等の健康診査の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることに改正されることに伴う項の改正でございます。

付則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は文教委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第9 議案第89号 武藏野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（勝又隆二君） ただいま議題となりました議案第89号 武藏野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正項目の具体的な内容を新旧対照表で御説明いたしますので、議案書47ページをお願いいたします。

第12条は、根拠法の改正に伴う字句の改正でございます。

付則は、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は文教委員会に付託することに決しました。

---

# 不確定原稿

○議長（木崎剛君） 次に、日程第10 議案第90号 武藏野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○健康福祉部長（山田剛君） ただいま議題となりました議案第90号 武藏野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、武藏野市障害者福祉センターの改築工事による仮設施設への移転に伴うほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正項目の具体的な内容を新旧対照表で御説明いたしますので、提出議案の50ページをお願いいたします。

第1条の設置は、武藏野市障害者福祉センターの位置を、武藏野市八幡町4丁目28番13号から、武藏野市中町2丁目15番14号へ変更するために字句の改正を行うものでございます。

第14条の使用の承認の第3項は、指定管理者が施設を優先的に使用することができる事業について、市長が認めるものに限定することを追加するために、字句の追加を行うものでございます。

付則は、この条例の施行期日を令和7年12月22日からとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第11 議案第91号 武藏野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市民部長兼交流事業担当部長（田川良太君） ただいま議題となりました議案第91号 武藏野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例について御説明いたします。

提出議案の54ページをお願いいたします。

社会情勢の変化等に伴い、制度を存続する必要がなくなったと判断されるため、武藏野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例を廃止するものでございます。

付則でございます。付則第1項は、この条例の施行期日を令和8年3月30日と定めるものでございますが、これは本融資制度の運用基金を年度内に引き揚げるためでございます。

付則第2項は、武藏野市市民生活総合基金条例の一部を改正するもので、第2条第5号の記載の削除及び号の繰上げを行うためでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

# 不確定原稿

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第12 議案第92号 武藏野市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境部長（関口道美君） ただいま議題となりました議案第92号 武藏野市下水道条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、令和6年1月に発生した能登半島地震において、指定工事事業者自身の被災などにより、工事事業者の確保が困難な状況となり、宅地内の破損した排水設備の復旧が長期化したことを受け、災害その他非常の場合には、他の公共下水道管理者が指定する指定工事事業者等でも排水設備の工事施行を可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、国の技術的助言である標準下水道条例も同様の内容で改正されているところでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明いたしますので、提出議案の56、57ページをお願いいたします。

第7条第1項は、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、市長以外の公共下水道管理者の指定、承認等を受けた者が工事を行うことを可能とするため、ただし書の削除、字句及び号の追加を行うものでございます。

第7条の5は、第7条第1項第2号に規定したその他指定事業者を指定工事事業者の責務と同様とするため、字句の改正及び後段の追加を行うものでございます。

第7条の8は、災害その他非常の場合において、市長が必要であると認めたその他指定事業者の技術上の管理を行う者を責任技術者の責務と同様とするため、字句の改正及び後段の追加を行うものでございます。

付則は、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は建設委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第13 議案第93号 武藏野市下水道事業審議会設置条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境部長（関口道美君） ただいま議題となりました議案第93号 武藏野市下水道事業審議会設置条例について御説明いたします。

# 不確定原稿

本条例案は、下水道を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた健全な下水道事業の運営を継続するため、武藏野市下水道総合計画及び武藏野市下水道事業経営戦略の定期的な見直し等について審議する附属機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、下水道事業審議会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに、所要の改正を主たる目的として提案させていただくものでございます。

なお、本条例の制定に合わせて、武藏野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正についても提案させていただくものでございます。

それでは、御説明いたしますので、提出議案の60ページをお願いいたします。

第1条は、審議会の設置について定めるものでございます。武藏野市下水道総合計画及び武藏野市下水道事業経営戦略の見直し等を定期的に行うことで、本市の下水道を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた健全な下水道事業の運営を継続することを目的としております。

第2条は、所管事項について定めるものでございます。

第1項は、市長の諮問に応じ、武藏野市下水道総合計画の評価及び見直しに関する事項などについて審議し、及び答申することを定めるものでございます。

第2項は、前項に掲げる事項について審議するときは、市民その他審議会が必要と認める者の意見を聴くことができるることを定めるものでございます。

第3条は、組織について定めるものでございます。審議会は、学識経験者、行政関係者、市の下水道事業に關係する団体を代表する者、公募による市民、市の職員、その他市長が適当と認める者の10人以内で組織し、市長が委任し、または任命することを定めるものでございます。

第4条は、委員の任期について定めるものでございます。

第5条は、報酬について定めるものでございます。

第6条は、審議会の運営に関して必要な事項は、規則に委任することを定めるものでございます。

付則でございます。61ページをお願いいたします。

第1項は、この条例の施行期日を令和8年4月1日からとするものでございます。

第2項は、武藏野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正するもので、下水道事業審議会の委員を追加することによる号及び項の追加をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は建設委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第14 議案第94号 武藏野市給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

# 不確定原稿

○水道部長（福田 浩君） ただいま議題となりました議案第94号 武藏野市給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、令和6年1月に発生した能登半島地震において、個人宅内の給排水に関する配管の破損が多数発生したことに加え、工事事業者等自身の被災や工事需要の集中等により指定工事事業者等の確保が困難な状況となり、結果的に宅内の配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを受け、本市においても、災害その他非常の場合にあって水道事業管理者が指定する給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されたときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表にて御説明いたしますので、提出議案の64ページをお願いいたします。

第6条第1項は、給水装置工事を給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の設計及び工事と規定し、これらの施行は水道事業管理者が指定した指定給水装置工事事業者が施行するとされていましたが、災害その他非常の場合において、給水装置の工事を施行する必要があると認める工事については、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を実施可能とするため、ただし書を追加するものです。

第6条の2項は、給水装置工事を工事と改正するとともに、その他字句の改正をするものです。

65ページをお願いいたします。

第36条の2第2項は、字句の整理と、第6条1項で改正するただし書の追加でございます。

付則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は建設委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第15 議案第95号 物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○健康福祉部長（山田 剛君） ただいま議題となりました議案第95号 物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解についてを御説明いたしますので、提出議案の68ページをお願いいたします。

本件は、令和7年8月14日に発生いたしました物損事故につきまして、このほど当事者との間で和解に向けた合意に達したため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

事故の概要でございますが、令和7年8月14日木曜日午後1時30分頃、公務のため、市役所から杉並区内の病院へ訪問途中の健康福祉部生活福祉課職員が運転する車両が、杉並区阿佐谷北1丁目21番タイムズ阿佐谷北1丁目駐車場内において駐車しようと後進した際に、先に駐車していた相手方車両の左前

# 不確定原稿

部に接触し、左フロントバンパーが損傷したことにより車両所有者に損害を与えたものでございます。

事故の当事者は、市側、相手側ともに提出議案の記載のとおりでございます。また、損害賠償の額は、記載のとおり139万4,701円でございまして、内訳につきましては69ページの参考資料を御覧いただけます。

なお、この損害賠償に要する費用は全額、全国市長会総合賠償保険から支払われることとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第16 議案第96号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務部長（樋爪泰平君） ただいま議題となりました議案第96号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

提出議案の72ページをお願いいたします。

本件は、変更理由に記載のとおり、令和8年4月1日より東京都六市競艇事業組合の名称を、東京都六市ボートレース事業組合に変更するため、規約の変更を行うものでございます。

名称変更の理由でございますが、ボートレース事業のイメージアップを図るため、「競艇等」の呼称を「ボートレース等」に変更する取組を業界全体で行ってきた経緯があるということで、現在35の施行者のうち、名称に「競艇」を用いているのは当組合を含めて3団体を残すのみとなっており、当組合以外の2団体も令和8年4月1日付の名称変更に向け、規約変更の手続を進めているとのことでございます。

73ページをお願いいたします。

規約変更の内容でございますが、組合の名称の変更に伴い、規約の題名を「東京都六市ボートレース事業組合規約」に改めるとともに、規約第1条中、「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改めるものでございます。

付則でございますが、施行日については、令和8年4月1日とするものでございます。

なお、組合の名称の変更は、地方自治法第286条第2項の規定により、規約の変更が必要になるとともに、同法第290条の規定により、当該規約の変更には各構成市における議会の議決が必要となるため、この議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思

# 不確定原稿

ますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第17 議案第97号 中央コミュニティセンターバリアフリー化等改修工事請負契約を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市民活動担当部長（毛利悦子君） ただいま議題となりました議案第97号 中央コミュニティセンターバリアフリー化等改修工事請負契約について御説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

提出議案の76ページをお願いいたします。

契約の方法でございますが、制限付一般競争入札で、電子入札により執行いたしました。

契約金額は3億2,780万円で、うち消費税相当額は2,980万円でございます。

契約の相手方は、大成ユーレック株式会社でございます。

工期につきましては、契約確定の日が市議会で議決をいただく日となりますので、その翌日から令和9年3月15日まででございます。

77ページに参考といたしまして、施工場所、支出科目等、入札参加業者及び入札結果、予定価格について記載しております。

以上が契約内容でございます。

次に、工事の概要を御説明いたしますので、78ページをお願いいたします。

工事場所、延べ床面積、構造及び規模は記載のとおりでございます。

工事内容につきましては、バリアフリー化のために、新たにエレベーターを設置する増設工事を行うとともに、より耐震性能を高めるための耐震補強工事を行うものでございます。

次に、図面に沿って御説明いたします。79ページから82ページまで、各階の平面図をお示ししております。下段が改修前、上段が改修後で、斜線及び網かけの部分が改修の対象部分でございます。エレベーターは建物の西側中央部に設置いたします。

続いて83ページは、工事費内訳表でございます。材料費や労務費など、本工事に直接要する費用である直接工事費が1億9,330万1,000円で、共通仮設費と現場管理費を合わせた間接工事費が7,137万9,000円、一般管理経費が3,332万円で、計2億9,800万円、これに消費税相当額2,980万円を加えまして、本工事費は3億2,780万円でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# 不確定原稿

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第18 議案第98号 武蔵野庭球場等改修工事請負契約を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○教育部長（真柳雄飛君） ただいま議題となりました議案第98号 武蔵野庭球場等改修工事請負契約に係る議案の提出について御説明申し上げます。

提出議案86ページをお願いいたします。

契約の方法でございますが、9業者による制限付一般競争入札で、電子入札により執行、決定をいたしました。

契約金額は1億7,996万円で、うち消費税相当額は1,636万円でございます。

契約の相手方は、太陽スポーツ施設株式会社でございます。

工期につきましては、契約確定の日が市議会で議決をいただく日となりますので、その翌日から令和8年10月16日まででございます。

87ページに参考といたしまして、施工場所、支出科目等、入札参加業者及び入札結果、予定価格について記載をしてございます。

以上が契約内容でございます。

次に、工事概要を御説明いたします。88ページをお願いいたします。

工事場所は、武蔵野市緑町3丁目1番地内、武蔵野庭球場でございます。テニスコートが7面ございまして、面積は4,666平方メートル、テニスコートを高さ4メートルの周囲フェンスが340メートルにわたって囲っております。軟式野球場防球ネット、実際にはテニスコート周辺フェンスを設置いたしますが、高さ7メートルと10メートルのものを10メートルずつにわたり、高さ14.9メートルのものを40メートルにわたり増設いたします。

工事内容につきましては、既設テニスコートの全面張り替えによる改修と、既設周辺フェンスの撤去及び新設による改修と、前述した軟式野球場防球ネットの増設でございます。

89ページは、テニスコートと周囲フェンス改修の計画平面図、90ページは防球ネット増設の計画平面図でございます。

91ページをお願いいたします。

工事費内訳表でございます。撤去費や発生材の運搬処分など、本工事に直接要する費用であります直接工事費が9,497万6,430円で、共通仮設費と現場管理費で構成される間接工事費が4,978万2,180円、一般管理経費が1,884万1,390円で、計1億6,360万円でございます。これに消費税相当額を加えまして、本工事費は1億7,996万円でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

# 不確定原稿

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は文教委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第19 議案第99号 高齢者総合センター大規模改修工事請負契約の変更について、議案第100号 高齢者総合センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約の変更について、以上2議案を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○健康福祉部長（山田剛君） ただいま議題となりました議案第99号 高齢者総合センター大規模改修工事請負契約の変更について及び議案第100号 高齢者総合センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約の変更についてを御説明いたします。

それでは、初めに、議案第99号 高齢者総合センター大規模改修工事請負契約の変更についてを御説明いたしますので、提出議案の94ページをお願いいたします。

高齢者総合センター大規模改修工事請負契約につきましては、令和6年3月12日に議決をいただいているところでございますが、その後、新たな工種等の追加に伴い、令和7年7月2日に武藏野市一般会計補正予算において予算措置の議決をいただいたことから、武藏野市工事請負契約約款第18条の規定に基づき、請負金額を5億9,180万円から6億488万5,600円に変更を行うものでございます。

95ページをお願いいたします。

工種等の追加による変更額の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案第100号 高齢者総合センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約の変更についてを御説明いたしますので、98ページをお願いいたします。

高齢者総合センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約につきましては、令和6年3月12日に議決をいただいているところでございますが、その後、賃金水準等の上昇による全体スライド条項の適用及び新たな工種等の追加に伴い、令和7年7月2日に武藏野市一般会計補正予算において予算措置の議決をいただいたことから、武藏野市工事請負契約約款第24条第1項及び第18条の規定に基づき、請負金額を3億2,780万円から3億5,029万3,900円に変更を行うものでございます。

99ページをお願いいたします。

1の全体スライド条項の適用による変更額でございますが、欄外注意書きのとおり、基準日を令和7年2月3日とするものでございます。表中A欄の既定の契約金額は税抜で2億9,800万円、B欄の変更前の残工事金額は2億3,398万1,947円、C欄の変動後の残工事金額は2億4,721万8,335円で、その差額のD欄の1,323万6,388円が労務及び資材単価高騰に伴う上昇分でございます。E欄でございますが、武藏野市工事請負契約約款第24条第2項において、変動前の残工事金額の1%相当は契約業者の負担とされていることから、業者負担額は233万9,819円、F欄の市負担分のスライド額は、税抜1万円未満切捨てで1,089万円となります。G欄は、工種等の追加による変更額で、税抜で955万9,031円でございます。H欄、F欄及びG欄の金額を合わせた上昇分でございます。I欄は、A欄の金額にH欄の金額をえた変更後の総額で、税抜1,000円未満切捨てで3億1,844万9,000円で、消費税等相当額を加えた3億5,029

# 不確定原稿

万3,900円が変更後の契約金額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君）お諮りいたします。質疑を省略し、2議案は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君）異議ないものと認めます。よって、2議案は厚生委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君）次に、日程第20 議案第101号 市庁舎屋上防水改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務部長（樋爪泰平君）ただいま議題となりました議案第101号 市庁舎屋上防水改修工事請負契約の変更について御説明をいたします。

議案書の102ページをお願いいたします。

この請負契約につきましては、令和7年9月19日に工事請負契約議案の議決をいただいているものでございます。このたび変更をお願いする理由といたしましては、工事事業者決定後、実際に現場で詳細な調査を行った結果、実施設計時の想定よりも、設備の架台を持ち上げ作業空間を確保しないと改修できない箇所が見込みより多数あったことがございます。また、屋上のトップライトは、今回の工事の範囲にはもともと入っていましたが、設計時よりさらに劣化が進んでいる状況が確認でき、トップライトを交換するときに今回改修する防水の一部を撤去する必要があることが判明したため、併せて改修することとし、変更するものでございます。このことから、請負金額を2億1,120万円から2億2,534万7,100円に変更を行うものでございます。

103ページをお願いします。

契約変更の工事費内訳表でございます。既定の契約金額は税抜で1億9,200万円で、工事等の追加による変更額は税抜で1,286万1,000円、変更後の総額は税抜で2億486万1,000円でございます。これに消費税等相当額を加えた2億2,534万7,100円が変更後の契約金額となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君）お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君）異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君）次に、日程第21 議案第102号 災害用トイレトラックの買入れについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

# 不確定原稿

○防災安全部長（稻葉秀満君）　　ただいま議題となりました議案第102号　災害用トイレトラックの買入れについて御説明いたします。

災害用トイレトラックの買入れについては、買入れ予定価格が2,000万円以上であったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。

提出議案の106ページをお願いいたします。

内容につきましては、災害時に活用するトイレトラックを備えるもので、令和7年第3回武蔵野市議会定例会において補正予算としてお認めいただいたものでございます。

買入れの種類及び数量については、災害用トイレトラック1台でございます。

価格につきましては、2,647万5,900円でございます。

買入れの相手方は、記載のとおりでございます。

続いて108ページを御覧ください。主な仕様について、記載のとおりでございます。

このほか参考として、買入れの相手方の選定理由を107ページに記載してございますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君）　　お諮りいたします。質疑を省略し、本案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君）　　異議ないものと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君）　　次に、日程第22　議案第105号　武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第108号　武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第109号　武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第113号　武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第114号　武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、以上5議案を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務部長（一ノ関秀人君）　　ただいま議題となりました議案第105号　武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例等計5議案につきまして、一括して御説明いたします。

各議案の説明に入る前に、今回の給与改定の全体の概略を御説明いたします。

去る10月17日の東京都人事委員会勧告では、令和7年4月時点の給与の公民較差は3.24%であり、令和7年4月まで遡って給料表を引上げ改定することで、この較差を解消することが示されました。また、特別給を0.05か月分引き上げ、期末手当と勤勉手当にそれぞれ0.025か月分配分することで、年間の特別給を4.90か月とすることについても示されました。また、管理職の職責の高まりを踏まえた課長級職員の給料表の見直しが示されました。

# 不確定原稿

本市においては、東京都の勧告に倣い、今年度の給料表の改定、年間の特別給を4.90か月とするため、期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げるという内容で、市職員労働組合と合意に至っております。期末勤勉手当につきましては、本年6月期には既に2.425か月で支給しておりますので、本年12月期の支給月数は、年間4.90か月から2.425か月を差し引いた2.475か月分となります。この2.475か月の内訳でございますが、部長級以外の職員につきましては、期末手当は0.025か月引き上げ1.275か月、勤勉手当は0.025か月引き上げ1.200か月といたします。部長級職員につきましては、勤務成績を一層給与に反映させるため、期末手当は0.975か月とし、勤勉手当は1.500か月といたします。再任用職員につきましては、定年前の常勤職員と同じ支給月数にそろえるということで、本年12月期の支給月数は2.475か月となります。

期末勤勉手当の支給額につきましては、再任用職員を含む一般職の場合、支給人数は、水道部の職員を除き950名、平均年齢は42歳5か月、平均支給額は105万3,228円、支給総額は約10億57万円で、前年12月期と比べ、支給総額は約2,700万円の増、平均支給額は2万5,287円の増となっております。会計年度任用職員につきましては、支給人数は608名、平均年齢は55歳7か月、平均支給額は36万136円、総額で約2億1,900万円となっております。市議会議員の支給額は1人当たり約167万円、支給総額は約4,219万円でございます。特別職の支給総額は約1,306万円でございます。以上の支給に要する経費の総額は、約12億7,478万円となります。

それでは、個々の議案について、議案書に基づいて御説明いたしますので、恐れ入りますが、提出議案（2）の2ページをお願いいたします。

議案第105号の改正は、第10条第2項に規定する市議会議員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。従来から、一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合わせた支給月数と同様としてまいりましたので、今回も一般職の職員と同じく2.45か月とするものでございます。職務加算につきましては、従前のとおり20%でございます。

付則の第1項は、施行期日を定めたもので、令和7年12月1日から適用するものでございます。

第2項は、令和7年12月期の期末手当の支給月数について規定するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

議案第108号の改正は、教育長の期末手当の支給月数を改正するものでございます。改正後の支給月数及び付則につきましては、先ほど御説明しました市議会議員の期末手当の取扱いと同様でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

議案第109号の改正は、一般職の職員の給与制度を改定するものでございます。

18ページから19ページにかけての第23条第2項の改正でございますが、再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を0.025か月引き上げ、この半分の0.0125か月を6月と12月に配分するものでございます。再任用職員の期末手当の支給月数は、職務の級が4級以下である職員の支給月数と同様に改正するものでございます。

次に、19ページから20ページにかけての第23条の2第2項第1号の改正でございますが、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.025か月引き上げ、この半分の0.0125か月を6月と12月に配分するものでございます。

# 不確定原稿

続きまして、第2号の改正でございます。再任用職員の勤勉手当の支給月数を、期末手当と同様、職務の級が4級以下である職員の支給月数と同様に改正するものでございます。職務加算につきましては、職層に応じて3%から20%の加算をいたします。

続きまして、20ページをお願いいたします。

別表第1及び別表第2の改正でございます。本年の東京都人事委員会勧告に準じ、本年4月以降の給料表の改定を行うものでございます。

26ページから29ページまでの別添1が、いわゆる事務職、技術職等に適用される行政給料表(1)の改正前の給料表、30ページから33ページまでの別添2が改正後の給料表でございます。34ページから39ページまでの別添3が、技能労務職に適用される行政給料表(2)の改正前の給料表、40ページから45ページまでの別添4が改正後の給料表でございます。

今回の給料表の改定では、若年層と管理職に重点を置き、全級全号給について引上げ改定をするものとなっております。

恐れ入りますが、20ページにお戻りください。

改正条例第2条を御覧ください。先ほど御説明いたしました公民較差を反映した行政職給料表(1)について、職務の級が4級部分については、本年の東京都人事委員会勧告に準じ、令和8年4月1日より、46ページから49ページまでの別添5となります。

付則でございますが、第1項及び第2項は施行期日を定めるものでございます。

第3項及び第4項は、令和7年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間に給料に変動があった者について、給料表改定に伴う取扱いなどを定めたものでございます。

第5項は、令和7年12月期の期末手当の支給月数について規定しております。

第6項では、令和7年12月期の勤勉手当の支給月数について規定しております。

第7項は、令和8年4月1日施行の行政給料表(1)の改定における号給の切替えに関する規定でございます。

第8項は、改正条例第1条に規定しない事項に関する委任規定でございます。

続きまして、追加議案の2ページをお願いいたします。議案第113号の改正でございます。

第8条及び第9条は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するものでございます。他の職員同様、0.05か月分引き上げております。

3ページをお願いいたします。

改正条例第2条、付則第2項は、令和7年12月に支給する会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数を改正するため、削除するものでございます。

続きまして、中段以降の付則の第1項は、施行期日を定めたものでございます。

第2項は、会計年度任用職員の令和7年12月の期末手当の支給月数について規定するものでございます。

第3項は、会計年度任用職員の令和7年の勤勉手当の支給月数について規定するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。議案第114号の改正でございます。

議案第114号の改正は、市長等の期末手当の支給月数を改正するものでございます。改正後の支給月

# 不確定原稿

数及び付則につきましては、先ほど御説明いたしました市議会議員の期末手当の取扱いと同様でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、5議案は総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、5議案は総務委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第23 議案第110号 武蔵野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（勝又隆二君） ただいま議題となりました議案第110号 武蔵野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

この条例は、本事業が児童福祉法に位置づけられた実施主体である市町村による認可事業であることから、国から発出された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、子ども・子育て支援法上のこども誰でも通園制度の給付対象施設として確認するための基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容を御説明いたしますので、提出議案（2）の52ページをお願いいたします。

本条例は、第1章から第3章、全34条から成る条例でございます。

第1章は、総則として、特定乳児等通園支援事業における一般原則などを規定しています。

第1条は、本条例の趣旨を規定しています。

第2条は、本条例における用語の定義を規定しています。

第3条は、一般原則を規定しており、特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないことなどを規定しています。

53ページをお願いいたします。

第2章は、事業者の運営に関する基準を規定しています。

第1節、利用定員に関する基準、第4条は、1時間当たりの利用定員を定めることについて規定しています。

第2節、運営に関する基準、第5条は、事業者が、乳児等支援給付認定子どもの利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供する際に、その保護者との面談を行わなければならないことについて規定しています。

第6条は、事業者は、保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではいけないことなどを規定しています。

# 不確定原稿

第7条は、事業者は、提供する特定乳児等通園支援の利用について、児童福祉法の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを規定しています。

54ページをお願いいたします。

第8条は、事業者は、利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供する際に、保護者から乳児等支援事業認定証の提示を受けたとき、規則に掲げられている事項を確認することについて規定しています。

第9条は、事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合、該当する保護者の意思を踏まえて速やかに認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないことについて規定しています。

第10条は、事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、該当する子ども及びその保護者的心身の状況などの把握に努めなければならないことについて規定しています。

第11条は、事業者は、特定教育・保育施設等の円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならないことについて規定しています。

第12条は、事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際に、必要な事項を記録しなければならないことについて規定しています。

第13条は、事業者は、法定代理受領を受けないときは、該当する保護者から、特定乳児等通園支援費用基準の支払いを受けるなど、支払いについて規定しています。

55ページをお願いいたします。

第14条は、事業者は、法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、その額を通知しなければならないことなどについて規定しています。

56ページをお願いします。

第15条は、事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について保育所保育指針に準じ、対象の子ども及びその保護者的心身の状況に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならないことについて規定しています。

第16条は、事業者は、自ら提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬことなどについて規定しています。

第17条は、事業者は、常に該当する子ども及びその保護者的心身の状況などの的確な把握に努め、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行わなければならないことについて規定しています。

第18条は、事業者の職員は常に、特定乳児等通園支援の提供を行っているとき、その子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要な措置を講じなければならないことについて規定しています。

第19条は、事業者は、該当する保護者が偽りその他不正の行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、また受けようとするときは、遅延なく意見を付して市町村に通知しなければならないことについて規定しています。

第20条は、事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならず、そ

# 不確定原稿

の規程内容について定めています。

57ページをお願いいたします。

第21条は、事業者は、該当する子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬことを規定しています。

第22条は、事業者は、第4条の1項の規定に定める1時間当たりの利用定員の遵守について規定しています。

第23条は、事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要など、利用の申込みをした者の事業者の選択に資すると認められる重要な事項を掲示することなどについて規定しています。

58ページをお願いいたします。

第24条は、子どもを平等に取り扱う原則として、事業者において、子どもの国籍、信条、社会的身分または第13条の規定による支払いの状況によって、差別的取扱いをしてはならないことについて規定しています。

第25条は、事業所の職員は、当該子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない虐待等の禁止について規定しています。

第26条は、事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た該当する子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならないことなど、秘密保持等について規定しています。なお、本条では、本市独自に職員に対して、その職を退いた後についても本条の規定する秘密保持義務の対象として規定しています。

第27条は、事業者は、保護者がその希望を踏まえ適切に利用者を選択することができるよう、提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報提供を行うよう努めなければならないことについて規定しています。

第28条は、事業者は、利用者支援事業、教育・保育施設等またはその職員に対し、対象の子どもまたはその家族に対し事業者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならないことについて規定しています。

59ページをお願いします。

第29条は、事業者は、該当する子どもの家族からの苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講じなければならないことなどについて規定しています。

第30条は、事業者は、その運営に当たって、地域住民、また、その自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流に努めなければならないことを規定しています。

60ページをお願いします。

第31条は、事業者は、事故の発生、また、その再発を防止するため、事故発生の防止及び発生時の対応について規定しています。

第32条は、事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことを規定しています。

第33条は、事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬことを規定しています。

# 不確定原稿

3章雑則、第34条は、事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができることについて規定しています。

62ページをお願いします。

付則は、この条例の施行規則を法の施行の日とすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は文教委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第24 議案第111号 井之頭小学校解体工事請負契約を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○教育部長（真柳雄飛君） ただいま議題となりました議案第111号 井之頭小学校解体工事請負契約につきまして、御説明申し上げます。

提出議案（2）の66ページをお願いいたします。

契約の方法でございますが、13業者による制限付一般競争入札で、電子入札により執行、決定をいたしました。

契約金額は2億7,390万円で、うち消費税相当額は2,490万円でございます。

契約の相手方は、株式会社明幸でございます。

工期につきましては、契約確定の日が市議会で議決をいただく日となりますので、その翌日から令和9年3月12日まででございます。

67ページに、参考といたしまして、施工場所、支出科目と入札参加業者及び入札結果、予定価格について記載しております。

以上が契約内容でございます。

次に、工事概要を御説明します。68ページをお願いいたします。

工事場所は、武藏野市吉祥寺本町3丁目27番19号、井之頭小学校でございます。

敷地面積は1万184平方メートル、延床面積は、付属棟を含み8,338.99平方メートル、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階でございます。

工事内容につきましては、敷地内の校舎、体育館付属棟及び外構等を解体し、及び撤去して更地とするものでございます。

72ページをお願いします。工事費内訳表でございます。

撤去費や発生材の運搬処分など、本工事に直接要する費用であります直接工事費が2億341万240円で、共通仮設費と現場管理費で構成される間接工事費が3,900万3,139円、一般管理経費が1,924万2,621円で、

# 不確定原稿

有価物売却費が1,265万6,000円の減で、計2億4,900万円でございます。これに消費税相当額を加えまして、本工事費は2億7,390万円でございます。

次に、図面に沿って御説明いたします。

69ページは、配置図でございます。斜線部分が解体建物でございます。

次の70ページには立面図、また、71ページには断面図をお示ししております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は文教委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第25 議案第103号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務部長（樋爪泰平君） ただいま議題となりました議案第103号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第6回）について御説明いたします。

提出議案の109ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ8億7,168万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ905億6,731万7,000円とするものでございます。

この補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の110、111ページにあります第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。第2条債務負担行為の補正につきましては、後ほど御説明いたします。

また、今回の補正には、令和7年東京都人事委員会において給料表の引上げ改定及び期末勤勉手当0.05か月分の引上げとの勧告を受けての対応を含むものとなっております。給料、職員手当等の追加については、各款にまたがるため、この後の款ごとの御説明では割愛させていただきますが、詳細につきましては、126、127ページに給与費明細書を掲載してございますので、そちらを御参照くださいようお願いいたします。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、116、117ページをお願いいたします。

第2款総務費第1項総務管理費第14目児童対策費につきましては、私立幼稚園等助成事業として東京都が実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業について、本市では令和5年度より、市が適切と認めた事業者を対象に補助事業として実施してきたところでございますが、このたび、こども家庭庁が乳児等通園支援事業を制定したことに伴い、東京都の制度が改正され、当該事業の実施主体が市に変更されたため、歳出費目を補助金から事業運営委託料に変更を行うもので、補助金に計上していた4,870万円を減額し、委託料に同額を追加するものでございます。

なお、熱中症対策臨時補助金として、私立幼稚園11園に対し、各園一律5万円、合計で55万円を補助

# 不確定原稿

金として追加したことにより、差引きで18節の負担金補助及び交付金を4,815万円の補正減としているものでございます。

第16目諸費につきましては、国や東京都からの交付金や補助金の返還に係る還付金で、1億7,600万円を追加するものでございます。

続きまして、118、119ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費のうち備品購入費につきましては、戸籍住民基本台帳事務について、令和6年6月に出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法などを含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国より中長期滞在者等事務委託金の交付要件が示されたことから、これに該当する在留カードとマイナンバーカードを一体化した特定在留カード等の発行に要する情報機器端末の整備に係る費用205万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費につきましては、熱中症対策として、市内在住で自宅にエアコンを設置していない65歳以上の高齢者もしくは障害者の非課税世帯を対象に、令和8年1月1日以降にエアコンを購入した場合に5万円を上限に補助するもので、これに係る一般管理経費672万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、第5目国民健康保険事業費につきまして、120、121ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業に係るシステム改修費に係る一般会計からの繰出金130万円を減額補正するもので、これは当初予算時に補助要件が未定であった国庫補助について、補助対象となることが確定したことによるものでございます。

続きまして、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費の認可外保育施設助成事業につきましては、先ほど私立幼稚園等助成事業にて御説明したものと同様で、東京都が実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業の制度改正により、歳出費目を補助金から委託料に変更を行うものと、熱中症対策に係る臨時補助金として、認証保育所10園と認可外保育施設15園に対して一律5万円を補助するものと合わせて125万円を追加するものでございます。

第2目児童待遇費につきましては、認可保育所に対する保育所等運営委託給付事業として、第1目同様、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業の制度改正により、歳出費目を補助金から委託料に変更を行うものと、熱中症対策に係る臨時補助金として、認可保育所52園に対して一律5万円を補助するため260万円を追加するもののほか、保育所等改修費等支援事業補助金として、当初予算では補助対象上限額を400万円と想定し、その4分の3である300万円を計上しておりましたが、国庫補助の対象拡大により392万円を追加するもので、熱中症対策臨時補助金と合わせて652万円を追加するものでございます。

続きまして、第4目保育園費の市立保育園運営事業につきましては、市立保育園4園の熱中症対策として消耗品あるいは備品の購入に要する費用として、合わせて20万円を追加するものでございます。

続きまして、第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費につきましては、当初想定を超える武藏野市ふるさと応援寄附を受けたことに伴い、通信運搬費や手数料といった役務費のほか、業務支援等に係る委託料を合わせて、不足見込みとなる4億7,415万5,000円を追加するものでございます。

# 不確定原稿

122、123ページをお願いいたします。

第9款消防費第1項消防費第1目常備消防費につきましては、令和7年度の消防委託事務の管理に要する経費負担額が確定したことにより、不足分の消防事務委託料6,446万円を追加するものでございます。

124、125ページをお願いいたします。

第10款教育費第7項学校給食費第1目学校給食費につきましては、学校給食食材費高騰対応臨時補助金として、令和7年産米の価格上昇による不足分820万7,000円を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、114、115ページにお戻りください。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所等改修費等支援事業に充当する財源415万1,000円を追加するものでございます。

第3項委託金第1目総務費委託金につきましては、マイナンバーカードと在留カード等の一体化に係る中長期滞在者等事務委託金として151万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、第15款都支出金第2項都補助金第2目民生費都補助金につきましては、市内保育施設等に対し交付されるもので、熱中症対策に係る補助事業に充当する特定財源として、子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金405万円を追加するものでございます。

続きまして、第17款寄付金につきましては、ふるさと応援寄附の9月申込み分の寄付額が想定を大きく上回ったことなどにより、9億9,800万円を追加するものでございます。

第19款繰越金につきましては、第6回補正予算に要する歳出経費のうち、一般財源の総額8億6,196万8,000円を超過する寄付収入分である1億3,603万2,000円を減額するものでございます。

最後に、債務負担行為について御説明をいたします。112ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、追加8件で、限度額はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

1件目から7件目までは、複数年にわたる工事契約に係るもので、令和7年度の支払いがないゼロ債務にて、債務負担行為補正により追加を行うものでございます。

1件目の自然の村大規模改修工事につきましては、経年劣化が進んでいる施設の大規模改修工事に際し、むさしのジャンボリーの実施時期を除き、また、冬季の降雪が見込まれる時期までに工事を終えるためには、令和7年度中に入札を実施する必要があることから、令和8年度までの追加設定を行うものでございます。

2件目の吉祥寺北コミュニティセンタ一体育館床滑り止め補修工事につきましては、施設側の希望である令和8年5月中に工事を完了させるためには、令和7年度中に入札を実施する必要があることから、令和8年度までの追加設定を行うものでございます。

3件目の武蔵野公会堂改修等工事につきましては、現在、令和10年2月のオープンを目指して設計を進めておりますが、そのためには令和8年7月の着工が必要となり、令和7年度中に契約手続を行う必要があることから、令和9年度までの追加設定を行うものでございます。

4件目の第四小学校不登校対応別室空調設備設置工事、6件目の境南小学校多目的室空調設備設置工事、7件目の境南小学校こどもクラブ空調設備設置工事につきましては、気温が上昇し始める令和8年

# 不確定原稿

5月中に工事を完了させるためには、令和7年度中に入札を実施する必要があることから、令和8年度までの追加設定を行うものでございます。

5件目の第一小学校プール槽改修工事につきましては、令和8年度のプール使用前である6月中旬までは工事を終える必要があり、令和7年度中に入札を実施する必要があることから、令和8年度までの追加設定を行うものでございます。

8件目の第五小学校・井之頭小学校改築実施設計業務につきましては、令和6年度から令和7年度までの予定で実施をしていました第五小学校・井之頭小学校改築実施設計業務において、井之頭小学校改築工事の概算費用を積算したところ、昨今の建築資材高騰及び労務単価上昇に伴い、想定以上に費用が膨らんだことから、工事費用を精査するための設計変更を実施したことにより、今年度実施を予定していた計画通知の手続及び積算業務等を令和8年度に実施する必要が生じたために、これに係る費用を増額するとともに、委託期間を10か月延長し、令和8年度までの追加設定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は各常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は各常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第26 議案第104号 令和7年度武藏野市国民健康保険事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健医療担当部長（田中博徳君） ただいま議題となりました議案第104号 令和7年度武藏野市国民健康保険事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

提出議案の129ページをお願いいたします。

まず総則でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億8,796万6,000円とするものでございます。

なお、第2項に記載のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、130、131ページの第1表歳入歳出予算補正を御参照いただきたいと存じます。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、136、137ページをお願いいたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、令和8年度から開始される子ども・子育て支援納付金の賦課徴収業務について、国民健康保険システムの改修を要することから、電算処理委託料の不足見込額196万7,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが、134、135ページにお戻り願います。

第2款国庫支出金第1項国庫補助金第2目子ども・子育て支援事業費補助金は、電算処理委託料に充当する補助金で、326万7,000円を増額するものでございます。

# 不確定原稿

第4款繰入金第1項一般会計繰入金第1目一般会計繰入金は、事務費繰入金を130万円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第27 議案第112号 令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務部長（樋川泰平君） ただいま議題となりました議案第112号 令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第7回）について御説明いたします。

提出議案（3）の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ4億5,416万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ910億2,148万円とするものでございます。

この補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の2、3ページにあります第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。第2条債務負担行為の補正につきましては、後ほど御説明いたします。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、8、9ページをお願いいたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童処遇費につきましては、政府の総合経済対策として、11月21日に閣議決定されましたゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するための経費として、年内の予算化を要請されていることを踏まえまして、扶助費や委託料など、本事業の実施に必要と見積もった経費4億7,674万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、第10款教育費第2項小学校費第4目学校建設費につきましては、第五小学校改築事業における建設工事の入札が不調となったことに伴いまして、当初3か月分の工事監理業務委託料を見込んで予算計上しておりましたが、工事着手が2か月程度遅れる見込みとなつたため、2か月相当の2,258万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、6、7ページにお戻りください。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費の全額に充当する4億7,674万8,000円を追加するものでございます。

第19款繰越金につきましては、第7回補正予算に要する歳出経費のうち、第五小学校改築事業に係る工事監理業務委託料を減額したことに合わせて同額を減額するものでございます。

最後に、債務負担行為について御説明をします。4ページをお願いいたします。

# 不確定原稿

第2表債務負担行為補正につきましては、変更1件で、第五小学校改築工事における建築工事の入札が不調になったことに伴いまして、債務負担行為の設定の変更を行うものでございます。変更の内容といたしましては、限度額を建築工事のほか、電気設備工事、機械設備工事、工事監理費を合わせまして77億7,521万5,000円と設定しておりましたが、入札不調の状況を踏まえまして、84億667万円に変更するとともに、令和7年12月から令和10年1月までと設定していた工事期間を、令和8年3月から令和10年8月までに変更するものでございます。

なお、今後再入札を実施し、仮契約が整いましたら、外構工事などを除き、新年度当初より新校舎の使用を開始できるよう、請負業者と調整を行っていく予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎剛君） お諮りいたします。質疑を省略し、本案は各常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は各常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（木崎剛君） 次に、日程第28 陳受7第6号 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情から、陳受7第9号 臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出に関する陳情まで、以上陳情4件を一括して議題といたします。

以上4件の陳情については、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

明日より12月16日までは各委員会審査のため休会とし、次の本会議は12月17日午前10時から開きます。本日は、これにて散会をいたします。

○午後 4時35分 散会